

平成25年第3回横手市議会6月定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年6月17日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程第2号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原恵悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市	長	五十嵐忠悦	副	市	長	鈴木信好	
副	市	長	佐藤良吉	教	育	長	高橋準一

総務企画部長	浮嶋 伸	財務部長	石山 清和
市民生活部長	小丹 茂樹	健康福祉部長	柴田 恒宏
産業経済部長	遠藤 久志	建設部長	照井 康晴
上下水道部長	鈴木 弘志	教育総務部長	小川 良平
教育指導部長	佐藤 稔	消防長	伊藤 弘明
市立横手病院 事務局長	佐藤 正弘	市立大森病院 事務局長	金澤 和彦
総務企画部次長 兼人事課長	皆川 規和	総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋 利宏
総務企画部長 総務課長	佐藤 亮	総務企画部長 経営企画課長	渡部 幸伸
財務部財政課長	三浦 淳	横手地域局長	武田 浩一
増田地域局長	遠藤 晴美	平鹿地域局長	高橋 嘉
雄物川地域局長	杉山 哲	大森地域局長	高山 勇光
山内地域局長	照井 礼司	大雄地域局長	小松田 文夫
十文字地域局長 地域振興課長	澁谷 満		

事務局職員出席者

事務局 局長	高橋 実	主 幹	村上 伸夫
総務担当主査	佐藤 和志	議事調査担当主査	長瀬 肇
議事調査担当主任	藤井 健一		

◎開議の宣告

- 佐藤清春 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎議長報告について

- 佐藤清春 議長 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。
-

◎一般質問

- 佐藤清春 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 高 橋 大 議員

- 佐藤清春 議長 12番高橋大議員に発言を許可いたします。
12番高橋大議員。

【12番（高橋大議員）登壇】

- 12番（高橋大議員） おはようございます。

12番、会派さきがけの高橋大でございます。本定例会における一般質問を務めることができますこと、先鋒を務めることができますことを光栄に存じます。会派の皆様におかれましては、私に一般質問の枠を与えていただきまして本当に感謝しております。そのご配慮に対しましては本当にありがとうございました。なんとか私のあとに質問の出番を待ちます先輩議員諸氏の露払いになればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの質問は、大項目として1件のみ、横手市自治基本条例案についてであります。

まずもって、同条例案の提案にいたるまでの経過におきまして、策定作業にご協力いただきました市民検討委員会の皆様におかれましては、行政主導のもと、多忙の中、大変貴重な時間を割いて検討に当たられました。これまでのご労苦に対しましては、衷心よりご慰労申し上げますとともに、かかわられた職員の皆様におかれましてもご慰労を申し上げます。

検討作業の過程におきましてはさまざまな意見が飛び交ったでありましようから、それらをまとめあげ中でのご苦労は並々ならぬものがあったのではと私なりにもおおよその見当はつきます。検討委員として策定作業にかかわられた市民の皆様からしてみれば、せつかく苦労して導き出した我々の案を正すのかと内心はおもしろくない方もいらっしゃると思うわけではございますが、私は選挙によって市民

から負託を受けた責任ある立場の議員として、また憲法において我が国における民主政治の運営方法として、間接民主主義、いわゆる議会制民主主義を採用している現実がございますので、二元代表制をより成熟にいたらしめる努力こそが地方政治の質の向上につながるとも考えております。そういった立場から、この条例案に対し質問いたします。

この横手市において、自治基本条例の策定準備に入る最初の時点におきまして、市民の中で横手市には自治基本条例が必要であるという考えに立つ人は果たして何人いたでしょうか。それ以前に、自治基本条例という言葉そのものを知っていた人がどれほどいたでしょうか。私の認識する限りにおいてはほとんどいないという状況であったと思いますし、そのことはこの議場にいるほとんどの方と思いを同じくできるものと考えております。

ただ、そこに市民にとってのニーズが存在しなくとも、先憂後楽は政治家のあるべき姿だと思えますし、みずから政治に理念や哲学をもとにこれから推し進めていきたいと考えている施策などについて市民に理解を求め、思いを共有していただき、市民とともにそれらを実行に移すといったリーダーシップも政治家には必要と思っております。それゆえに行政主導のもとに条例制定に向け頑張ってきたことに対しましては、壇上での質問でただすつもりはございません。

ただ、ことの始め、この自治基本条例なるものを職員が勉強する段階において、また市民検討委員らが勉強する段階において、そのたたき台となって勉強する対象となる、全国各地に既に存在している自治基本条例は、一見、人畜無害のようでございますし、市民の参画、市民の権利など、聞き心地のよい美辞麗句がちりばめられていると申しましょか、とにかく何の疑う余地もなく自治基本条例とはこんなものだ、こんなものであるべきであろうと誤ってしまっている方もいらっしゃると思います。しかし、基礎知識として取り入れた自治基本条例はこんなものだよという内容の中に、実はある種のイデオロギーが既に組み込まれているわけがございます。そのイデオロギーが組み込まれているということを知らずに、自治基本条例とは何ぞやということを知った場合、人によっては知らず知らずのうち何の疑いもなく、自治基本条例とはこんなものという既成概念が刷り込まれてしまいます。それを前提とした検討では、おのずと条例案の向かうべき方向性はおおよそ決まってしまうものだろうと思っております。一検討委員が理論武装された、もう既に全国のあちらこちらの自治体で制定されてしまっている自治基本条例なるもののこれまでの概念を打ち破り、新たな発想のもと、これまでの自治基本条例とは全く別物の、横手市流の条例をつくり出すのはきわめて困難なことだと思えます。そんな中ではございますが、これまでの概念とは別の条例案の誕生を願っております。

私はそういった憂いから、平成23年12月定例会における一般質問の場において、この件について質問しておりますが、当時はまだ検討を始めたばかりということで、これといった答えも引き出せないまま質問は終わってしまいましたし、そのあともただただ検討をそっと見守ることしかできませんでした。やっとな、今、今定例会に条例案が出されましたが、私の憂いどおり想定内の条例案が上程されてしまい、やはりそうってしまったのかと残念に思っております。ただ、策定にかかわられた検討委員の方々や

職員を責めるつもりは全くございません。そもそも既に存在する自治基本条例の多くに問題があると思っておりますし、それらを先進事例として勉強し検討に当たられた方が、先進事例と基本的スタンスを同じくする条例としてつくり上げてしまうのは至極当然の話でございます。回りくどいことを申し述べてしまいましたが、結論、私の立場からいたしますと、この条例案は非常にまずい、危険だということでございます。

条例案の内容を読み解きますと、本市が直接民主性の確立に向けて大きく舵を切ることにつながる懸念があるということでございます。提案者側の当局から言わせれば、既に本市で実際に行っている住民参画などのありようを明文化しただけであり、心配ご無用とおっしゃられるのかもしれませんが。

また、当然国の法律で定められております間接民主制の制度、いわゆる選挙により民意の代表を選出する議会制民主主義は維持されるものでありましようが、この条例案をとことん追求すると、選挙で選ばれた議員による議会の存在は全く意味をなさなくなるということでもあります。議会は法律上、必要なだけのお飾り、議会は不要ということになるわけであります。現に市長の諮問する市民参画によるさまざまな会が存在しますが、それらの会には答申した施策にあらかじめ予算の枠を与えられているものがあります。最終決定は議会にあると建前上は言いますし、法律上もそのとおりで間違いのないではありますが、実際、当局側から抽出された市民の代表とされる方々の参画による協議のもとに生まれた施策に対し、基本条例がなくとも元々民意を尊重しながら判断している我々議員にとっては、非常に反対しづらいものになります。要は当局職員のみにより立案されたものと、市民の代表とされる方々の参画のもとに立案されたものとは、たとえ提案内容が同じであったとしても、議会としては後者のものは非常に反対が困難となるのが現実であります。

今回提案される基本条例がもし可決された場合、議会は住民自治を尊重するということがうたわれておりますので、市民参画の体制をとる形で立案された施策に対しては、今までよりも反対することは困難なことになるでしょう。また可決した場合においては、可決したという責任は市民に転換できるということにもなってしまいます。もしこの条例案が可決されてしまった場合、市政の運営の全ての施策に対し参画の権利が市民には与えられますので、当局の提案全ての案件について議会が反対することは困難となりますし、もし反対しようものなら住民自治を尊重しなかったということで条例違反と解釈されることも考えられます。

衆愚政治による直接民主制は結果として独裁者を生むというゆえんはそんなところにあるのだと思いますが、繰り返しになりますが、少なくとも議会はこの条例制定の暁には無力化する方向で進む可能性は膨らみますし、議会不要論はさらに加速することになるでしょう。決してそんなつもりはないんでありましようが、五十嵐市長は独裁者を目指していらっしゃるのかなとさえ疑ってしまいたくもありません。

私はこの条例案に対しまして、言葉尻を捕えるような部分も含めると、指摘したい事項はありすぎるのですが、質問の制限時間1時間という短さを考えますと、それら全部を指摘してしまうと焦点がぼ

やけてわかりづらいものとなってしまいますので、まずは5点に絞る形で質問させていただきます。

1点目、提案にいたるまでの経緯を伺います。2点目、市民の定義に対する考えを伺います。3点目、権利と義務は一对であるべきと思いますがどうか伺います。4点目、あえて住民投票の項を設けた理由を伺います。5点目、この条例に市長ご自身の思いは何割程度込めることができたのでしょうか、伺います。

以上、5点でございます。

結びに、このたびの質問、インターネットでごらんになる方もいらっしゃるでしょうから、市民の方々にはわかりやすく質問を試みようとするつもりではございましたけれども、自分の質問を解説つきでとなると大変な時間となってしまいますので、今回は専門用語を多用したわかりづらい質問に終始することになるかもしれません。そのことをこの場でおわび申し上げるとともに、質問の全て、このあとにするであろう再質問も含めてでございますけれども、私の気持ちの中に住民軽視であるとか、参画の必要性はないという考えは毛頭ございません。あらかじめ、このことを前置きとして申し添えまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 横手市自治基本条例について5点のお尋ねがございました。

まず1点目でございます。提案にいたるまでの経緯についてのお尋ねがございました。地方分権が進展いたしまして、社会経済の環境が大きく変化する中で、地方行政に対する市民の皆様への関心は高まりつつあります。こうした状況におきまして、自分たちのまちづくりや地域の課題は自分たちで主体的に話し合い、自分たちで決定することが重要であると認識いたしております。私は改めて横手市の自治を考え、市民の皆様や議会、行政の役割がどうあるべきかを明確にし、互いに協力しながら横手市の未来像を描き、まちづくりを進めていく必要があると判断し、本条例の制定に向けて取り組んできたところであります。

自治基本条例に関しましては、市民の皆様が主体となって協議いただくことが望ましいと思われ、平成23年6月に市民20名で構成する横手市自治基本条例市民検討委員会を設置し、条例の策定に着手したものであります。市民検討委員会では、職員個々からの提案や意見に関する協議のほか地域団体との意見交換会や市民フォーラムなどを開催し、合計25回にわたる検討を重ねていただき、平成24年9月26日、条例に盛り込むべき内容をまとめた報告書をご提出いただきました。

市民検討委員会から提出いただいた検討結果報告書を基礎とし条例の策定に取り組むため、平成24年10月、市職員22名で構成する市内プロジェクトチームを立ち上げ、合計8回の検討会を開催しております。このプロジェクトチームにおきましては、職員から募集した意見も踏まえ条例化を進めたほか、昨年12月に議会へ提示しました中間案の修正作業を行い、それぞれの過程において市民検討委員の皆様に対して説明、報告をしながら条例案を策定したところでございます。

2つ目のお尋ねでございます。一般的に市民の定義は法律上ございませんで、定めがあるのは国民と住民の2つであります。憲法では国民という規定となっており、国籍法に基づく国籍を有するものと解釈されております。また、地方自治法におきましては、その市町村に住むものを住民とする内容となっており、市民という定義はされておらないところであります。市民につきましては、この条例において定義を設けておらず、常識的、慣例的な解釈として地方自治法上の住民、いわゆる市内に住所を有する人で法人を含むといたしております。これは先に制定された議会基本条例における市民と同じ位置づけとしております。

なお、協働によるまちづくりの推進は住民の皆様の参画を第一と考えますが、今後予定される各種計画等の策定に当たりましては、県南の中核都市として今後とも活気あるまちづくりを行っていくため、地域にかかわる全ての人々の参画と協働も必要であると考えます。このことから、市内に勤務する人、通学する人、事業活動を行う人や団体の皆様からのご意見、ご提案を参考としながら市政を運営することも必要であると考えております。

3つ目のお尋ねでございます。議員がご指摘あったとおり、権利と義務は一对であるべきものと思いますが、この条例においては市民の権利を規定し、義務に関する項目ではなく役割という項目を規定いたしております。具体的には、第5条、市民の権利と役割の第1項において、市民は市政に参画する権利を有しますと定めています。これは、市民の皆様がみずからの意思や判断で主体的にかかわるという意味で参画するという権利を規定しているものであり、この条文をもって市政への参画を義務づけるものではないという意味合いを持たせております。

また、第5条の第2項から第4項に当たりまして市民の役割を述べておりますが、役割と位置づけることによって市民の皆様への参画を促そうとするものであります。市民の主体的な参画と協働によるまちづくりを推進するという条例の目的から、義務という表現ではなく役割とすることが適切であると考えております。

4番目のお尋ねでございます。住民投票とは地域住民の皆様が特定案件に関する意思決定や政策を選択するために実施される直接投票の制度であります。住民投票は、あくまで間接民主制を補完する例外的な仕組みとして位置づけられておりますが、最後には議会の判断をお願いすることになります。自治基本条例案には市民の皆様に関係の深い内容を盛り込んでおり、住民投票に関しては市民検討委員会における協議も踏まえ、市民参画の観点から必要な項目と判断し規定を設けたところであります。

当市におきましては、市が直面する重要な課題や将来的に大きな影響を及ぼすような場合には、住民投票を実施するという選択肢が生まれるものと考えております。今後こういった事態が生じるのか予測は困難であります。市民の皆様への権利として、こうした制度があることをお知らせするという意味でも大切な内容であると判断し、住民投票の規定を設けております。

5番目のお尋ねでございます。私は5つの政策の柱を掲げておるところでございます。そのうちの1つが、市民との協働により市政を充実させ、市民満足度を高められるような政策を進め、住みやすいま

ちづくりを推進しますというものであります。また、この政策の柱に関しましては、公約と具体的な施策を表明いたしており、この中で市民との協働とこれからの時代を開く人々との連携を強化し、住民が主人公のまちづくりを進めるため自治基本条例の制定を目指したものであります。本条例には市民の皆様が主人公となって横手市のまちづくりを行っていくこと、また市民の皆様や議会行政がこの条例の基本理念や基本原則を共有し、同じ感覚を持って横手市の自治を推進していくことをうたっております。私のこのような考えが十分込められた条例であるというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） まず市長の思いが十分込められた条例であるということで、基本条例イコール五十嵐市長ということで私からの再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、質問の2点目の市民の定義に対する考えについて質問させていただきますけれども、説明の中に議会基本条例と同じということで、それ言われてしまうと私も突っ込みどころが弱くなる部分もございますけれども、議会基本条例策定の時点ではまだこの条例できていなかったですし、自治基本条例がつくられている途中だということを意識しての議会基本条例でもございましたので、市民の定義に対しては、最終的にはちょっとその部分では議会の主体性がないのかなという意見になってしまうかもしれませんが、ある程度自治基本条例における市民の定義に期待した部分もあったわけで、その点はちょっと言い訳になるかもしれませんが、ただ我々のつくった議会基本条例にも言えるんですけども、やはり解説の中に法人というものも含むということが入っておりました。それをちょっと深く読み解きますと、例えば地元に着する企業を優遇したい政策をとろうとした場合でも、同じ市民でありながら不平等な扱いを市が政策としてしまう場合もあります。言っていること伝わりますかね。なので、そういう意味ではある程度、市民というものは、行政は公平に扱うべきものだと考えますので、やはり解釈としては法人というものを載せるのはちょっと望ましくないのではないかなというふうに思いますけれども、その点お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご縁があつて横手市に進出された企業にとっても、横手市が現在どういう状況にあつて、将来どういうふうに推移する町かということについては大きな関心をお持ちのはずであります。その企業の永続的な繁栄を願う立場からすると至極当たり前のことかなと思っております。そういう意味では議員おっしゃる地元の土着の企業においても何ら変わることはないというふうに思っている次第でございます。

そういう中で、公平に扱わなきゃならないというのは全くそのとおりであります。ただ、政策のつくり方によって、地元で、何と申しますか、長らく営業されて、そして地元における影響が相対的に大きい企業さんに対して、それをターゲットとして新たな政策をつくり上げることはある程度可能だというふうには思っている次第でございます。その企業さんの所属する分野であるとか、あるいはその企業

さんがどこに本社をお持ちなのかとか、さまざまな要因を分析、整理する中で、的を絞った政策というのはかなり可能ではないかというふうに思っているところでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） その点はわかりました。

それと法人といっても会社以外も当然でございます。いろいろな思いとか理念を持って集まっている団体もあるわけございまして、善良というか私にとっての善良なという解釈になろうかと思えますけれども、例えばそれこそ朝鮮総連だって法人です、横手市に引っ越してきたら市民ですね、そういった団体が。なので、やはり法人というものは、当然、横手市にかかわる企業とかそういったものの意見はニーズとして市が捉えないと、どっかに行かれてしまうとか市にとって不利益になることもございますので、それは反映すべきだと思いますけれども、法人はたくさんあるわけございまして、企業だと横手市よりも大きい企業ありますけれども、法人の規模によっても、宗教法人だって横手市よりも檀家さんを抱えている法人だってたくさんあるわけございまして、そういった巨大なスケールのものも含めますと、法人というものを市民として捉えてしまうのは、自分の心配のしすぎなのかもしれませんけれども、ちょっと危険なので考え直すべきではないかなという思いがありまして質問したんですけれども、もう一度お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、議員が具体的な事例として挙げられた事例については、国民が等しくと申していいと思いますが、心配している事案等々について触れられたと思います。過去にも宗教に係るものとかいろいろあったように思います。ただ、我々は特定の政治的な団体、あるいは宗教に行政通してかかわる何ものも持ってございません。ただ、その活動が市民の生活に、安全安心に大きな影響を及ぼすと我々地方自治体が判断したときに、関係機関、関係当局との連携の中で、これは強力にその実態を明らかにするだとか、あるいはそれについての周知徹底を図るとか、こういう責務は当然あるというふうに思っておりますので、確かにこういう世の中でございますのでまるっきり善良とばかり言いかねる状況というのはあるかと思いますが、多くは善良と申しますか善意で頑張っている団体というふうに私も基本的に思っておりますので、そのような心配の向きが発生する、そういう情報をいち早く関係機関との協議の中でキャッチして、市民の皆様がそういうことの災いに巻き込まれることがないように取り組みをすることが、我々にとっては大変必要だと思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） 当然そうになってしまえばそういう対処はしないといけないんですけれども、ただこの条例そのものに、そういう人たちにつけ込むすきを与えている内容がそれだと含まれちゃうということになるんです。なので、心配だから改めるべきじゃないかということなんです。別にその部分、解説として載せる必要もないわけですから、それをあえて意固地になってどこまでも法人を載せないといけないというのは何らかの思いがあつてのことなのか。別に載せなくてもいいわけですので。そ

の辺もう一度お願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 法律上定義された人格を有するものを法人と、住民票を持っている、いわゆる人間たる個人と、そういう意味ではそういう法律的な提言づけでいうと変わらない存在でございます、そういう設立の登記がなされて活動実態がある団体につきましては、私は住民と同じように、地域のために頑張っていただけということをまず前提としながら同列に取り扱うべきものではないかなというふうに思っている次第でございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） この点につきましては、まず歩み寄れなかったということで、ほかの話題に移りたいと思います。

続きまして、権利と義務は一对であるということでございますけれども、前回、それこそ平成23年の私の一般質問の中で、市長の答弁の中にも義務というものは盛り込むべきであるという回答をいただいております。なので、市長の思いというものが理念の中に凝縮されているのであれば、当然、明記されているのかなと思ったんですけれども、いろいろ詳しく見てもどこにも義務というものがなくて、それで非常に残念だったな。やはりそれこそ23年のときの一般質問、自分も同じことを言ったんですけれども、最近の世の中は本当に無責任であるとか義務を放棄したりとか、法律で定められた義務以外のものも含めて、いろいろな扶養義務、親も子も含めてそういうのを放棄するどころか殺めてしまうということもありますし、さまざまな人として道義的というか、そういったものに逸脱しているような方々というのも風潮としては増えているように感じます。そういった意味において、やはり権利というもの、いっぱい言葉は載っていますけれども、義務の一言ぐらいも載せられなかったものなのかなと、それが非常に残念です。そういう意味では、平成23年のときの市長の答弁では義務という言葉は載せてもらいたいという市長の思いはそのとき共有したと思いますので、その点改めてお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 具体的な義務を課さなければいけない事案が近年多いという事例を挙げられましたけれども、これについては同感することは多々ございます。そういう意味では大変おかしな時代になっている側面は多いなというふうに心配している者の一人でもございます。ただ、今回の自治基本条例に関しましては、権利として私どもがこの条例にうたったのは市民の皆様がみずからの意思で主体的に参画するという権利、そういう捉え方でございます。みずからの意思、他から何の強制もされることなく、自分の考えで独自に参画できるという権利でございます、主体的な参画という言葉に対応する言葉は義務ではなく、やはりそれは我々が言うところの役割という言葉がそれに対応するのに適当なのかなというふうな判断をしたところでございます。

国政においては、国民の権利と義務を明確にうたっている部分もございます。それを受けてさまざまな法律の中で権利と義務をうたっているものもございますけれども、私どもの自治基本条例においては

主体的な参画、そして住民の皆さんの主体的な参画ということを経験として規定しておりますので、それは義務というよりも役割、市民の皆様、住民の皆様の役割として位置づけることが適当ではないかなというふうな判断でございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） わかったようなわからないような感じですけども、多分その点を話してもずっと同じ答えが返ってくると思いますので、これ以上は追及いたしませんけれども、まず参画の権利についてでありますけれども、この条例、名前のとおり基本というものがついておりますし、たしか最後のほうの条項にもこの理念を最大限尊重すると、市民も当局も議会もということ、いわゆる条例全体を網で包み込むような、包括するような規範的な条例であると認識しておりますし、そういうつもりで出しているということは共有できると思いますけれども、参画の権利をこの条例で載せちゃうのはまずいと思います。

こういう参画の権利の条例は個々の条例ごとに考えて、この程度この程度と決めないとあとで困ると思います。負担をお願いする、サービスの低下を理解してもらい、我慢をお願いする、協力をお願いする、例えば公共料金も含め、税金などのお願いも含め、主体的に参加する市民がもっと増税しろ、こんなじゃ財政やっつけられませんよ、もっと公共料金上げなさい、こんなじゃこの企業会計やっつけられませんよね、そういう市民おられますか。いるとは思いますが、そういう参画というものはやはり個々に決めていかないと、市民がみずから厳しさを課すような施策への提言というのは、する人はするんでしょうけれども、多分、大方は少数派になるんじゃないかなと思うんです。そういった人たちが参画のもとに意見を言って、負担もやだ、サービス低下もやだ、そういうような施策が上がってきても、議会は住民の自治を尊重することになっていきますよね、この条例案では、反対できません。する権利はありますよ、でも尊重しないと書くと条例に書いてあるのに、住民が出した判断と逆のことを議会がやるんですか。それ難しいと思うんです。当然、次の選挙で厳しい仕打ちを受ける覚悟で自分の政治哲学、理念を、住民とは真逆の決断として出す議員もいらっしゃると思いますけれども、それもなかなかしづらいことだと思います。現に自分も議員をやってきて、そういったばらまきの政策に対して反対するのも大変ですよ。そういった部分もありますので、全体を包括するような基本条例に参画の権利を明記しちゃうというのは、ちょっともしかしたら困ることになるんじゃないかなという懸念がありますので、その点についてお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員がご指摘になったとおり、住民の皆さんがみずからの不利益となるようなことに異を唱えるような意見をなかなか持ちがたい、発言しないというふうなことについては、一般的な話としてはないとは言えないというふうに私も思います。ただ、これについては、まさにそれこそ私も自治体側の責任であろうかと思っておりますけれども、市民の皆様のそういう意見をお持ちになるような背景、あるいは市民の皆さんがそういう合意を形成されるようなときに、どのように我々は適切な情報、正確

な情報、事実関係、背景を説明してきたかということが問われるというふうに思います。

そういう努力を常にする中で、これも議員が具体的におっしゃったこういう公共料金では上げてもらっては困るから反対だと言われても、それがもしご理解いただければ行政運営にとって著しく影響をこうむるような事態が、我々も感じ、あるいは議会もそういう判断をするならば、これは住民の皆さんに対して、それこそ徹底した具体的な、なぜそれはまずいのかという話をお伝えする責任があるというふうに思います。そういうキャッチボールをすることがまさに大事なことではないかなというふうに思いまして、基本となる自治基本条例でありますから、ここではさまざまな参画、発言が私はとても大事だよということを理念として申し上げることは、この条例にとっては大事だということによって位置づけているわけでございます。心配される向きについては、もちろんなしとしないわけでありましてけれども、それはさまざまな市民との政策決定、あるいは合意するプロセスの中で理解を求めていく、そしてそれを続ける、そのことではないかなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番（高橋大議員） それは基本条例がなくても、あろうともなかりょうとも、行政側としてはしないといけないことだと思いますし、今も完全ではないですけども、多少はそういうようなことはやっているんじゃないかな、一応お知らせする手段はいろいろ八方手を尽くしてやっている部分もあるんじゃないかなと思います。それでも、最後の項あたりに住民投票の枠をあえてやっています。直接請求あれば、そんなのいつでもやれますよね、やれるわけなので、あえてそういうものをこの条例に盛り込んだというのは、やはり自治体、こういう政治的運営というのはこういうもんだという市長の思いも入っているのかなとは思いますが、答弁の中では間接民主制を補完するというか、そういった位置づけとして直接民主制ということをおっしゃっていましたが、そうであるべきだとは思いますが、ただ参画して、しかも住民投票までできてということをお知らせするというをおっしゃっていますが、あえて、ここでお知らせしないといけないことなのかなと。

ギリシャが財政破綻しそうだというギリシャ危機というニュースはまだ記憶に新しいと思います。ギリシャが崩壊すれば、当然、ユーロ圏にも打撃というものは波及しますし、ユーロ全体がだめになれば、当然、規模は大きいので、連鎖的に世界的な恐慌的なまずいことにもつながるというようなものであっても、EUがギリシャを支援するかしないかというときに条件をつけられましたよね。そのときに、ギリシャ国民は既得権がある、でも既得権をなしにしないと、要は国民がそれを手放さないと財政支援受けられないというときに、あの当時の政権は住民投票しようかなと思っちゃいました。でも、世論調査をするとどうもEUの考えとは、ギリシャ国民は同じくはしませんでした。やはり既得権が欲しかったんです、それは国が破綻しようとも。民衆の怖い部分だと思います。片や国じゃなくても、最近ですとゼネラルモーターズが1回破綻しました。今は再建してまたやっていますけれども、その際も組合側は譲歩しなくて、GM本体が潰れようとも譲歩しませんでした、従業員たちは。ギリシャ国民もGMの社員も、屋台骨本体が潰れようとも自分の既得権を譲るという判断は嫌だという結論をしました。それは

大きいニュースでございます。

そういった意味において、きれいごとではなかなか済まされないというか、市長は立派な方でございますので性善説に立って物事をお考えになるのかもしれないですけども、やはり自分に甘い人もいますし、自分もそうです、自分に甘いと思います、多くの市民の中にもそういう方がいらっしゃるんじゃないかなど。ましてやこの条例そのものが直接民主制に大きく舵を切るような、住民投票を宣伝しますので、参画を促していますので、そういった方向性に導こうとする条例であるので、ましてや、やはり市民一人一人の道義的なものとか、義務感とか責任感とか、そういうものが前提でないとこの条例そのものは成り立たないんだと思います。やはり社会主義の前提は働かざるもの食うべからず、自分は社会主義論者じゃないですけども、働く人がいないとあの主義は成り立たないんです。ただそこに生存権が入ってしまうと働かなくても食っていけるという、そこでやはり社会主義が崩壊しちゃいますよね。なので、話がちょっと飛んじやいましたけれども、そういった自分としては懸念があるので、ちょっと考え直したほうがいいんじゃないですかということです。話が長くなりましたけれども、市長のお考えをお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 具体的事例として挙げられたギリシャの例、あるいはゼネラルモーターズの事例については、私も新聞、若干の専門家の話を聞いた程度でありますから、基本は議員と同じような情報量であるかもしれませんが、本当に離れたところから見ていました、ギリシャの例は。しかし、決して日本の国も例外ではないということはもちろん思って見ていました。ただ、国民一人一人の意見が全体として一つの意見にまとまるということは、いつの時代でもあるときもあればないときもあればさまざまありますけれども、どうも雰囲気としては、これ私の見方でありまして、ギリシャはとも、労働者の方にとっても国民の方にとっても、お金があってもなくても非常にいい国だったようがあります。これは大変すばらしいことではあるんであります。それを、財政を極度に切り詰めることによって失う可能性があったわけでありまして、しかしやはりギリシャの国民の皆さんはしたたかであったんじゃないかなど、あれは取引の材料に大いに使うというふうな意識がその根底にあったのではないかなど。

ゼネラルモーターズの例においても同じでありまして、会社が潰れていいと思っている人はごく少数であったと思います。ご案内のとおり、アメリカにおける自動車産業は退職しても在籍した人間のさまざまな保険も含めた保障制度ができておりますので、そういう意味ではどこか逃げ道はあったのかなどというふうな思いで見えておりました。見事といいますか立ち直ったわけでありまして、その間に関係者の苦労はさまざま、それこそいろいろあったんだと思います。

我々の自治基本条例における、何と申しますか、住民投票という選択肢は全くあくまでも選択肢だというようなことで、決して何も我々だけが設ける特異な仕組みでもないわけでご覧しまして、住民の皆さんの主体的な参画を促す一環の中で、こういうことまでもことと場合によってはできるんですよと、

そこには積極的な、主体的なかわりがないと、とてもここまでいくわけがないわけでありますので。そういう意味では、住民の皆さんにこういうふうな住民投票制度があるということをお知らせすることにもよって、自治基本条例が住民の皆さんにとってとても重要な、大事な条例でありますよということをメッセージとして伝えているつもりでございます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番(高橋大議員) はい、わかりました。

あと、時間もないので、言いたいことこればかりではないんですけども、協働とかそういう項目の中に、職員、市長らと市民、議会が対等な立場でと書いていますけれども、本当に対等だと思えますか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 それぞれで役割と、これは法律に基づく役割、権限、機能、責任等々が明確でございますので、そういう比較で申し上げますと、市民も議会も行政も同じ土俵で比べるものさしはどこにもないというふうに思います。そういう意味では、そういう法律を超えた町を思う者同士の心においては対等の精神でいくべきではないかと、このように理解させていただきます。

○佐藤清春 議長 12番高橋大議員。

○12番(高橋大議員) その部分是对等でいいと思います。ただ、職員は守秘義務であったり選挙の応援できないであるとか、いろんな法律で制約あります。制約の中でやっていますし、そういう人とそういう制約がない市民とで対等ではないと思うんです。やはり全部あけっ広げに公開するということがこの条例では前提なので、守秘義務すらいらなくなるのかもしれないですけども、対等な立場というところちょっと自分は違和感を覚えます。そういった意味ではちょっとこの文言も気になるなとは思いますが、ちょっとありすぎて何を指摘すればいいかというのやはり焦点がぼやける結果となりましたけれども、自分が一番懸念しているのはやはり衆愚政治とかポピュリズム政治とか、そういった部分を応援するような理念につながってしまうと思っているんです。

要は、それこそ市長、独裁者になりたいんですかという発言も私しちゃいましたけれども、とある大都市の有名な市長、何名かいらっしゃいますけれども、例えば減税ということですり寄って、そうすれば市民は感化されますから、参画する市民も市長側なんです、市長側で固められちゃうんです。その中で市の政策に対して入っていかうとする、要は市民と市長が一体となってしまう場合もあるんです、そういうカリスマがあるとか、大衆に迎合するというような市長があらわれた場合。そうすると住民自治、住民の参画、住民の意見を尊重するという理念を基本の条例として掲げられちゃうと、それに議会が向かう術は現実のごとく、どっかの市とかの議会が反対に回れているかという反対に回れていない、回ったとしても少数になってしまっている、要は市長の独裁を生む可能性もあるということです。要は逆に大衆に迎合するのか、大衆を扇動する、あおって自分の味方につけるのか、カリスマのある市長のやり方次第なんでしょうけれども、そうするとどうしても独裁的な政治に加担してしまうような条

例になるという心配があるわけですので、そういった点は、市長はそうはならないとは思いますが、いずれ遠い将来出てくる、どんな人が出てくるかわからないですけれども、そういうすごい市長が出てきたときには、こういう条例はちょっと心配だなということでございます。

あと、もう時間もないわけでありまして、あと何、自分言いたいのかな、まだ言い尽くしていない部分もありますけれども時間がないので終了させていただきまして、ただ、この私の意見といたしましては、この理念には賛同いたしかねるという思いでございますので、それで私からの質問を終わります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齊 藤 勇 議員

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員に発言を許可いたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 大変ご苦労さまです。私は本議会に対して一般質問、TPPについて1点であります。

先日まで大変な好天といえますか、よすぎて大変な被害もあるように伺っておりますし、全国各地で田植えなどまだまだできない状況あるだけに本当に大変な状況、それにもましてといえますか、お天道様以上に異常なのが、言ってみれば天下、国家ではないでしょうか。私はそう思います。

TPPについては、今でも反対、そして何と言っても情報開示をせよといった取り組みが各地で激しく行われております。実はきのうも全国農業協同組合中央会が主催でシンポジウムを開いてTPPの危険性について告発している、中心にそういった会議が持たれております。

今月9日、アメリカ政府は日本のTPP交渉参加に対する企業、団体からの意見の公募を締め切りましたが、その内容について、やはりアメリカ企業に有利な要求を次々に出しております。案の定、農業分野では関税撤廃です。そして食品添加物も使用の拡大、そしてかんぼ生命や薬価制度の分野における緩和の方向、ですからアメリカの多国籍企業に有利な扱いになる、こういう求める意見が相次いだと言われております。

そしてまた、ご承知のようにアメリカとの事前協議で、米、乳製品、砂糖など、いわゆる重要品目、政府が言っている5品目でもありますけれども、これに聖域を設けるとか、あるいは例外、ですからあ

くまで交渉次第というのは縁遠く、交渉を得ることはできない状況でした。そればかりか、当初の日本の交渉参加の条件とされていた、いわゆる入場料といいますが、牛肉、自動車、保険の3分野でアメリカの要求を、いわば丸のみしたところでもあります。そしてこれに並行して、入場料3分野のほかに、投資、知的財産権、あるいは衛生植物検疫など非関税措置の撤廃、緩和の方向に向けた日米二国間協議を行って、TPP交渉の妥結までまとめることを約束されました。ですから、一体どこに安倍首相が言う強い交渉力あるかということで本当に探すの大変であります。守るべきものを守るという言明は、やはり虚構に過ぎないのではないかと私は思いますし、総選挙の公約、もはや聖域はなく例外も認められないし、交渉の余地すらも設けない、このことは政権党の責任はきわめて重大だと思えます。

今日、アベノミクスがややトーンダウンしたようですが、ご承知のように安倍内閣発足当初から、いわばお金をじゃぶじゃぶつくって金融緩和しまして、投機とバブルでなったのが円安株高であります。これは実体経済とはかなり離れておまして、そういう中でもマスコミをいわばふんだんに使ってあおり、今日の金融相場をしたりと、これまた責任重大であります。ですから、利益は本当にごく一部の大手企業、あるいは投資家のみでありまして、圧倒的部分が今悲鳴を上げております。

ご承知のように、円安で農業はしかり漁業でも燃油の高騰で休漁が余儀なくされております。若干、紹介しますと、約4,000隻を持つ漁業者でつくる全国いか釣漁業協議会の旬のさなかに魚をとれないという会長、北海道の江刺の方ですが、本当に悲鳴を上げております。秋田にも来ております。そして、アベノミクスは東日本大震災の被災地をも直撃しているわけでもあります。かまぼこを製造している地域、そして会社は油や原材料、電気料金など窮状して経営の圧迫を余儀なくされております。ですから、被害は、今、国民全体にかかっておまして、国民の生活費は上がり所得が減少する、こういう真逆といえますか状況で、ですからさっき言いましたように本当に大企業の一部、富裕層、こういうもうけている、このことと対照的であります。したがって、アベノミクスの成長戦略の1つとされているTPPの参加、私は前段申し上げましたように、聖域がない、そしてほとんどアメリカの丸のみ状況、こういう危険と国益を損なうものに過ぎないのではないかというふうに思います。ですから、私はこの際、アベノミスでありますので、これを認めて反省して、まずは元に戻す、立ち返るべきだというふうに思います。

そこで1つ、TPPによる関税撤廃、非関税障壁の撤廃による当市への影響、秋田県でも発表ありました、どの程度になるか。そしてできれば多面的な機能を失うという点もありますので、これらの点でも知る限り、教えていただければありがたいものです。

安倍首相は総選挙時に、TPP交渉、秘密主義になっているという批判をかわすために情報を国民とともに共有するんだということを言っていました。しかし、今行われている状況や、あるいは他の国の3月のシンガポールの交渉、それから5月のペルー交渉の内容もほとんど知らされていないし、報道もされておられません。国民のくみ取る情報を共有するというのは本当にどこにいったやらわかりませんし、本当に知る者は政府関係者の一部、あるいは許可された企業、団体に過ぎないということでもあります。

今、交渉を重ねるごとに秘密性が高まっているとアジア太平洋資料センターの内田聖子事務局長が言っておられますし、アメリカの市民団体のパブリックシチズンの一員として参加したようであります、そのときの交渉現場は各国の企業、中でもアメリカの多国籍企業が押しかけて政府の交渉官に圧力をかけている場面がしばしばで、交渉の合間にもみずからの利益を訴えるなどの、いわば商談化していたというぐらい豪勇企業のやりたい放題が実態です。本来、国と国との交渉のはずですが、T P Pの交渉の実態は、裏では企業の思惑が最大限反映されている、こういう生々しい報告があったという記事を私は目にいたしました。このように、これまでの経緯や現状、そして現場の様子を、限られた情報の中でもT P P交渉参加はやはり百害あっても一利なしと言うほかになりません。やはり参加をやめることが国益になるのではないかというふうに思います。

最近、900人を超える学者、研究者でつくるグループがありまして、そこでのT P P参加の場合の影響額、農林水産業と関連産業で10.5兆円、こういう試算もありますし、あるいはまた少し前なんですけれども、多面的機能の創出は100兆円にも上るという試算もあります。こういうことを踏まえて、市長は我が横手市、典型的な横手盆地、すぐれた立地条件である農業を初め、中心とした盛んな条件のある横手市をどうまず捉え、直接じゃないにしても横手市として余りにも影響が大きいと私は見ますので、改めて今の二国間協議、あるいは事前協議等、差し迫った重大なことが起きているだけに、それらを含めてのご認識を伺うものであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お尋ねのT P P交渉についてでございます。T P P交渉に関しましては4月に日米の事前交渉が合意されまして、7月には正式に交渉参加する見込みとなっておりますが、以前から申し上げているとおり、交渉内容の詳細は公開されず、いまだに国民の理解を得るに十分な情報の開示は行われていません。今後の交渉において仮に関税が撤廃された場合は、議員もご指摘のとおり、輸入農産物との競合になどにより国内農業が重大な影響を受けることが予想され、関税以外の分野においても食の安全や医療などさまざまな分野への影響が懸念されるところであります。

政府が3月に公表した農林水産物への影響試算による減少額は、農産物で2兆6,600億円、林産物と水産物を合わせると2兆9,600億円となっております。同様の方法により県が試算した影響額は、秋田県全体の農産物が753億円減少し、その減少率は41%であります。これを参考に本市の農産物減少額を試算いたしますと、約83億円という結果になります。これは国内対策が講じられないという国の試算条件に市の数字を当てはめた数値ではありますが、生産者のみならず、農業、農村の維持、ひいては農業を基幹産業とする地域社会の維持にも支障を来すことが危惧されるほどの重大な結果であると認識しております。そのため、市としては高収益農業の実現や6次産業化による付加価値の高い農業の推進などの施策を進めるとともに国に対しては食糧自給や食の安全に関する基本方針を示すことと、農村社会の維

持や雇用確保等の地域政策の面でも具体的な対策を講じるよう、県や近隣自治体と歩調を合わせて要望してまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番(齊藤勇議員) 県の発表の試算額、私は808億円とも聞いております。それを横手市、農協の資料ですけれども、約200億円の売り上げということになりますと、市長の答弁よりも実は下がるんですけれども、しかし、今、登壇の際に言いましたように、多面的な機能等々含めれば近いのかな、あるいは上回るのかなということ、そういう面ではなかなか確たるものはありませんけれども、いずれ大変な額であります。それだけに、対応策としてTPPがなされればもっともっと6次産業化とか付加価値を高める、そして県ともいろいろ協働してやるという話は、それはそれで話としてはあるのかなとは思いますが、やはり実際なってしまうとそんな対応策では私は到底太刀打ちできないというのが実際だろうというふうに思います、恐らく市長もわかると思いますが。ですから、私はやはりこれをどうにかしてとめると何回も言ってきました。ここにやはり尽きるのではないかというふうに思います。

それで、例えば5月のペルー交渉というのがあったようです。そこでさっき言いましたように、アジア太平洋資料センターの内田聖子さんですか、その方の報告があったように、非常に交渉が難航している。日本はこれから入っても遅いし、要求は満たされない、二、三回の参加等ではとてもとてもというのが実際のもので、そして数多くの交渉内容、項目があのおりあるわけで、時期までに、あるいは10月とかということまではいかないだろうというのが感じられたということでもあります。もちろんわからないことで、しかもそういった情報が少ないだけに厄介なんですけれども、この間、市長は先の3月の議会でも基本的に関税撤廃は困るし、どうにかしてそうならないようにという思いとともに、事態をもっともっと見きわめるということをおっしゃっていて、その部分は私はおおむねわかるという話をしておりますが、今、本題にも言いましたように、例の二国間協議という、あるいは事前協議の実態がなされて、残念ながらほとんどアメリカの思い通り丸のみという表現をしました。そういう状況、あるいは二国間協議でも重要品目が入場料と称した方向でまとめられる、そして妥決に向かって、その方向でいくんだということをお約束させられた。この事態を受けて、直接は国会でしようけれども、当市としてやはり心配が絶えないわけですので、もしその点でご所見があれば伺います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私もマスコミ報道に問わず、さまざまな情報をいただく中で、やはりとにかくこの交渉は内容がよくわからないということが一番の心配でございまして、そういう意味では議員ご指摘のことに対しましては同じような危惧を持つところでございます。交渉期間が4月に入って3日ほどしか確保されないというような非常にタイトな日程の中で、果たして日本の国益にかなった交渉となるだろうかという心配がずっとございまして、これについては全国の基礎的自治体の長においても、農業地帯、農村地帯に立地する自治体もあれば、ほぼ製造業一色というところもあるわけでありまして、なかなか

か一様な対応というのは難しいところでもありますけれども、しかし、農業以外でも基礎的な国民生活、市民生活に及ぼすさまざまな取り組みがなされるわけでもありますので、皆さん懸念は一様に持っているところがございます。

これについては、本当に心配して見守るといところがどこの自治体の長にも共通した見方でございます。これについては政権与党であります、そして交渉を担っております自民党政府の対応を極力注視しながら、それに対してそこから出てこられるさまざまな情報、あるいは決め事についてさまざまな場面で声を上げていく、懸念を率直に表明するという努力がこれからも欠かせないのかなというふうに思っている次第でございます。

最近の新聞の中で、専門家の方々のTPPに関する論調いろいろございますけれども、その中で気になったと申しますか、従来の米に対する政府の支援を問題視する見解を持っている方の意見の中で、従来の政権の米農家支援は経済政策ではなくて社会政策だということをおっしゃられました。私はむしろこれからが米農家にかかわらず農業に対して社会政策の側面というのは欠かしてはいけない視点だなというふうに思った次第でございます。それがごっちゃになっているからおかしな話になるわけございまして、政府には産業経済政策と一緒に並行して、それと独立した形で社会政策としての農村地域における政策というものを、やはり立案すべきだと。我々の地域はまさにそういう地域に該当しておりますので、その必要性をこれからも訴えてまいりたいと思います。

先般、東北財務局の局長が来られました。当市の財務状況、財政状況についてのヒアリングということで来られましたけれども、極力強調したのはこのことでございます。この地域がなくなるというおそれを、懸念を持っている、我々の地域の皆さんは。これに対して国はどういうふうに考えるかということでありまして、大分、財務局長、本省に戻れば相当えらいところにいる方だと思いますけれども、困惑された表情で私の話を聞いておりました。しかし、農村に基軸を置く自治体に行ったらどこの長も同じことを言うはずですよということをつけ加えて申し上げました。そういう、やはり東京で考える日本の国土全般は一様にはいかないぞということをこれからもさまざま具体的に申し上げながら、これはTPPを、一つの大きな山場でございますけれども、この交渉の行方を見守る中で、我々の地域がどうやったら住み続けられる町として残れるかということの観点からも意見発表をし議論してまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） やはり何といひますか、市長の立場だろうとは今思いましたが、やはり非常に危惧、懸念を表明されているし、大変な状況だということのようであります。

最後に、しかし、行方を見守る、それしかないんだということのようですが、やはりそこで私は一つ残念に思うんです。やはりたとえ行政であっても、ここまでくれば市民に見える何らかのアクションというのは必要です。もちろん経済団体、農協とかと違うわけですがけれども、しかし、農家を含む10万人近いそういう方々を擁している大都市の横手市ですので、ましてや農業立市でもあるわけですから、そ

ういう点でそうしたタイムリーなアクションが、私はいろんな形があってもいいと思いますけれども、議会以外にも、あるいは会議、集まり以外のそうした市民に向けたアクションというもの大きな励みにも思うし心強くも思うのではないかと、この事態に際して、というふうに思います。その点、もしありましたら。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 さまざまな機会で市民の皆様が、おるおらない別にして、先ほどまで申し上げたようなことを申し上げてございます。これはこれからも申し上げなければならないというふうに思いますし、また交渉が4月に入ると本格化するという話もございます。漏れ伝わる情報は必ずあるはずでありますので、それを捉えて市民の皆さんに対するメッセージは、私としてはタイムリーに発する責任もあるというふうに思っておりますので、そういう取り組みをしまいたします。

○佐藤清春 議長 6番齊藤勇議員。

○6番（齊藤勇議員） 1点だけ。市民に対してメッセージということがありました。新しいことだと私は思います。どういう方法であれ見える形で心強いメッセージを出していただければというふうに要望して終わります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時39分 休憩

午後1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菅原惠悦 議員

○佐藤清春 議長 17番菅原惠悦議員に発言を許可いたします。

17番菅原惠悦議員。

【17番（菅原惠悦議員）登壇】

○17番（菅原惠悦議員） 会派市民の会の菅原でございます。

早いもので6月中旬になりました。この季節になりますと、十文字町ではさくらんぼまつりのポスターがあちこちに目につくようになります。6月20日からは十文字町さくらんぼまつりが始まりますし、そういうポスターが張られているというようなことを皆さん知っているでしょうか。この冬は大変雪が多く、そして春と思ったらとても長い寒い日が続いた。そうした天候の中でも農作物等への影響が大変心配されましたけれども、6月に入ってからの天候に相当回復しているというふうに聞いております。このような状況下でありますから、まずは十文字の農作物、最初に味わえるたわわに実った十文字のさくらんぼを皆さん足運んでいただいご賞味いただければ、このあと横手市の農作物も大体先がわかる

んじゃないかなというふうなことも思いますので、どうか皆さんおもてなしの心で、十文字の皆さん待っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告しております介護保険事業、高齢者福祉計画について、そして食・農・観d eまちづくりプロジェクトについてお伺ひしていきたいと思ひます。午後のひととき少しの間お聞きいただきたいというふうに思ひます。

最初に介護保険事業、高齢者福祉計画についてお伺ひいたします。農業といひますか農村地帯ですし、私のところも春になりますと農作業が始まる一時期ではありますけれども、機械の調整や農作業工程、こうしたことで人と人の出会い、交流の場というふうなところがありまして、少しの間、にぎわうところであります。そんな中でこの春ちょっと話題になりましたのは、1つには老人福祉施設の無償譲渡、あるいは介護保険料等の先行き、さらには、年金などは現在の状況からうんと若い世代の人は自分たちの受給されるころはなくなるんじゃないか、こう割り切つて考へている方も少なくないように感じるような気がします。また、その一方、これまでずっと納めてきまして、あと数年で給付になるという人などは、自分のときはどうなるんだろうと本当に深刻に悩んでいる人もおるようであります。こうした実態も考へしながら、今をしのげばいいという考へではなくて、将来を見据えたしっかりとした確かなメッセージを発信していかないと若い世代はついてこなくなるのではないかと、そういう心配が持たれます。こういう中でありまして、全国的に介護保険利用者が年々増え、総費用がふくらんでいると報道もされております。

そこで横手市では、1つとして、要支援1、2、要介護の1から5の認定者は何人いるんだろうか。また、認定者の増減、毎年増えているのか減っているのか、あるいは介護保険の利用状況はどのようになっているか。これをまずはお聞きしたいと思ひます。

2つ目に、第5期、2012年から2014年までの計画が示され、今実行されておりますけれども、次へのステップが間もなくまいります。横手市では今の現状を比較してどのような分析をされているのかお伺ひいたします。

3つ目に、現在65歳以上の保険料は全国平均が月約5,000円と言われております。制度が始まった当初、2000年、このときの約2倍までにはいかないにしても、それに相当近づいてきている状況であります。このままでは、高齢者のピーク時、2025年度は月8,200円程度になる見通しというふうに報道されております。横手市では、現在7段階で基準額、月5,139円、年額6万1,600円の保険料となっております。人口減少や高齢化率が進む中、今の現行制度で推移した場合、介護保険事業、高齢者福祉計画についてどのような見通しを持っているのか。

また、TPPは横手市にとって相当大きな影響をもたらすものというふうに思ひますけれども、このような社会情勢や市内の雇用状況から、現役世代の負担はこの先持続可能なシステムになるのかどうか、その見通しについても伺ひたいというふうに思ひます。

4つ目に老人福祉施設の無償譲渡が行われます。譲渡されますと、当然ではありますけれども、経営を任せ

れるほうにとっては、施設の管理、その管理者はその手腕が問われます。これによって横手市の保険事業、高齢者福祉計画の推進体制と譲渡されたそれぞれの施設の管理者との意思は、その意向はどのように調整されるのかお伺いいたします。

次に、よこて食・農・観 de まちづくりについてお伺いいたします。

この事業については、市当局からの説明を受けますと、107号、雄物川町、えがおの丘を改修してレストランや西部地区多機能直売施設を中心とした6次産業化による農業振興及びさまざまな産業振興による雇用の創出、所得向上を目的に、食と農で人、物、経済がつながるまちづくりを実現するという目的を持って整備することになります。このようないふ文句でありますけれども、今、横手市と県との協議などは相当進んでいるものというふうに思われます。しかしその一方で、横手市の一大事業というふうに私は思いますけれども、それにもかかわらず市民への周知はいまいち不足しているのではないかと、このように思われます。市民に対して、こういう事業でこれだけの経費を投じて将来の市民負担はありません、安心ですよというメッセージが必要だと思いますので、実現可能な具体策をまずはお伺いします。

そして、なぜえがおの丘の周辺なのか。集客売り上げの見込みに対する横手市の関与のあり方。それからレストラン、直売所等を有する対象者はいろいろとありますけれども、客層は想定しているものと思っておりますので、市当局の県内外、あるいは横手市民、こうした施設全体を利用される方々の比率をどのように見込んでいるのかをお伺いしたいと思っております。

そして、えがおの丘の温泉施設、プール、ジムは廃止すると伺いました。そのあとの施設はどのように変わるのか。また、農産物直売所、レストラン等が新設されることとなりますから、今現在、営業している雄川荘のほほえみ直売所はどうなるのかというようなこともお聞きしたいと思います。

また、雇用創出というふうにありますので、現在の臨時、パート、そうした方々に対する今後の対応についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

次に、えがおの丘の温泉施設がなくなるということになりますと、雄川荘へのお客さんが増えるんじゃないかなと、その可能性は大きいというふうに思います。今現在の雄川荘の、私が思うに温泉施設はちょっと狭いというふうに思いますけれども、リニューアルを考えているというふうに聞いてもおりますので、温泉施設、休憩所等はどの程度充実されるのかお伺いいたします。

最後に、市当局はアル・ケッチャーノを想定したお話をされることがよくあります。アル・ケッチャーノとえがおの丘に新設されるレストランにはいろいろな面で、その立場が違うというふうに私は思っております。そこのところを市はどのような考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますけれども、介護保険事業、高齢者福祉計画についてから答

弁を申し上げたいと思います。この中では4点お尋ねがございました。

まず1つ目の要介護認定者数と介護サービスの利用状況についてであります。当市の要介護認定者数は、ことし3月現在で要支援1と2が1,074人、要介護1から5が5,164人となっております。要介護認定者数は平成17年度と比較して8.9%伸びており、全国平均では28%の増加となっております。議員ご指摘のように、団塊の世代が75歳を迎える2025年以降は大幅に事業費が増加することが懸念されているところであります。また、介護サービスの利用者は40.5%増の5,116人で、受給率はほぼ全国並みの82%まで上昇しており、介護サービス内容の充実と制度の普及により利用が進んでいるものと伺えるところであります。

2つ目の第5期の介護保険事業計画と高齢者福祉計画の現状と分析についてであります。事業計画の初年度である平成24年度は、介護サービスに係る給付実績が約95億5,000万円でありました。これは計画で見込んだ範囲内の97.3%に相当し、安定した運営を続けているところであります。そのほか、特別養護老人ホームの整備や高齢者向け住宅の普及、成年後見人支援センター設置による権利擁護事業の推進などを図っているところであり、事業計画は順調に進んでおります。

3つ目の介護保険料の今後の見通しについてであります。国が示した介護保険料8,200円は、一定の改革を実現した場合でも2025年にはこれだけの月額になるという見通しであります。全国的には今後も高齢化率が大きく増加しますが、元々高齢化率が高かった当市では緩やかな増加になると見込まれ、現行制度で推移した場合には、国が示した保険料月額よりは少なくなるものと想定しております。今年度は第6期介護保険事業計画の策定に向けて準備作業に取りかかりますが、国が検討している国庫負担の引き下げや低所得者の軽減強化などの内容を注視しながら、当市の現状と特徴を正しく把握して健全な事業運営を図ってまいります。

最後に、老人福祉施設の無償譲渡による介護保険事業と高齢者福祉計画への影響についてであります。老人福祉施設の無償譲渡は指定管理者制度を導入している特別養護老人ホーム6施設とデイサービスセンター3施設の事業を民間法人に引き継いで運営していただくものであります。そのため、市の介護保険事業計画や高齢者福祉計画に影響を与えるものではありませんが、譲渡後も利用者が安心してサービスを受けることができるよう、法人と連携して運営体制の充実を図ってまいります。

大きな2つ目のよこて食・農・観d eまちづくりプロジェクトについてのお尋ねが7点ございました。

まず1点目でございます。このプロジェクトにつきましては県との協働で進めておりますが、市の側のスタンスを固めるに当たり、方針や考えについてはできるだけ情報を発信するよう努めており、議員の皆様とも意見交換の機会を持ってまいりました。現在も進捗状況の報告という形で、各地域づくり協議会において説明を行っているところであり、議員の皆様からは貴重なご意見をいただいているところであります。また、関心の高い地域や生産者からの求めに応じて意見交換会を行っており、情報を提供しながらご意見を伺っております。今後、広く説明していくに当たりましては、市のスタンスが固まり次第、議会の皆様へ報告した上で、市報などさまざまな手段で広報していきたいと考えております。さら

に地域に眠る食と農の宝物を全市的に活用していくまちづくりでありますので、地域に足を運んでお話を伺うことが重要であると考えております。

雄物川地域に建設予定しております、仮称であります、よこて食・農・観d e未来づくりエリアがありますが、6次産業化をテーマとしてここにしかないものを売りにし、エリアへの集客と外部への販売により、いわゆる外貨を稼いでいきたいと考えております。具体的には、えがおの丘については、大規模改修の時期が迫る温泉、プール及びジムを廃止し、レストラン、直売所、特産品販売、加工所などを整備して食と農の資源を生かすための6次産業化の拠点施設を目指してまいります。雄川荘につきましては、改修を行い、よりお客様を受け入れしやすい施設といたします。えがおの丘横の広場と三吉公園につきましては、野菜や果物などの売り場が並び市場をつくる、いわゆるマルシェや、小動物と触れ合える場、体験農園などを設け、食と農に触れ合いながらゆったりと過ごせる空間を整備したいと考えております。

この中で集客と販売の核となるのがレストランであります。生鮮品、加工品、食文化などオール横手の食と農を中心とし、さらに日本海の魚や県内各地の在来野菜などを取り寄せることで、結果としてオール秋田と呼べる食材を集め、素材を生かした調理方法により秋田の食材のエネルギーを感じていただけるようにしたいと思っております。このレストランが核となり、1次、2次、3次産業のそれぞれに付加価値を生み出していくことが期待される場所です。その商品やサービスの背景として、農の資源を町ぐるみで生かしているというストーリーが外部のお客様に訴える強力なメッセージとなり、未来に伝える横手の姿になっていくものと考えております。そのため、レストランやシェフだけでなく、地域住民も一体となりまちづくりに取り組むことで、人と人とが農と農により再びつながるような展開を図ってまいりたいと考えております。

2つ目のお尋ねでございますが、拠点の設置場所につきましては3つの要件をもとに検討いたしました。1点目は食と農からのまちづくりの全市的な展開に当たり、道の駅空白地域である西部地区の国道107号付近に整備すること、2点目は外貨を獲得していくために景観や地形など観光開発の可能性を持つ立地、ロケーションであること、3点目は地域の資源や既存の施設を活用できる場所であり、農地を可能な限り転用しなくてもよい場所であることの3点であります。当初3カ所の候補地を選定し、その優位性などを検討した結果、雄川荘から三吉公園にいたる約10ヘクタールを予定地としたものであります。このエリアは眼下に古来大地を潤し育んできた雄物川の恵みを受ける豊穰の横手盆地、そして水の源である奥羽山脈を一望できる丘陵地帯に位置し、さらに全て市の土地であり、改修が迫る既存施設のあり方についても同時に解決できるという、将来に向けてのコスト面の有利性も持ち合わせております。レストラン機能を初めとする魅力を強化し、わざわざ足を運びたくなる場所、あるいは多少不便でもとてもいい環境にあるというような立地が必要であると考え、予定地としたところであります。

3番目のお尋ねでございます。いわゆるこのエリアへの集客と売り上げの見込みについてであります。事業内容の詳細までは確定しておりませんのであくまでも現段階の想定ということになりますが、

年間で集客は24万人から30万人、エリア全体の売り上げは4億から6億円を見込んでおり、将来的には加工商品の開発、販売やイベントの開催により売り上げを増加させていくモデルを考えております。今後、事業内容を精査しながら目標を設定してまいります。

また、横手市の関与のあり方につきましては、運営方針には市が関与しつつ、民間の活力と感覚を生かして経営できる仕組みを基本に検討しております。このため、指定管理による経営を目指し運営する会社の設立につきましては、民営や第3セクター方式など、そのあり方と資本構成等について市内の企業や商工団体、JA、金融機関などとともに協議してまいります。

4番目のお尋ねでございます。このエリアに来場するお客様につきましては、市民の皆様の利用が前提ですが、特にレストランに関しましては、半数以上を市外からのお客様、さらにそのうちの半数以上を県外からのお客様が占めるような魅力ある施設にしたいと考えております。市外のお客様を引きつける魅力があるということは、当然、市民の皆様にとっても魅力があるということであり、市民の皆様には施設を楽しむとともに誇りを持って外部に紹介できるような施設を目指してまいります。

5番目のお尋ねでございます。えがおの丘は温泉、プール、ジムを廃止し、6次産業創出の拠点施設として、レストラン、加工施設、農産物直売所、特産品販売所、さらには加工品の相談や試作、料理教室や商談が可能なスペースとしてチャレンジキッチンなどの設置を考えております。この結果、農産物直売所は雄川荘内で直売グループが運営しているほほえみ直売所と合わせてエリア内に2カ所となりますが、ほほえみ直売所は同じ場所で継続営業する計画となっております。比較的地元色の強いほほえみ直売所に対し、えがおの丘に設置する新たな直売所はレストラン目線で加工品の充実と豊富な品ぞろえを目指し、同じ横手の野菜でも違う楽しみ方を提供していく方針であります。

なお、ほほえみ直売所におきましては、食・農・観d eまちづくりのソフト事業であります「直売所ビフォー・アフター事業」によるレベルアップに着手しております。これにより新たな直売所と共存共栄を図りたいと考えております。この直売所ビフォー・アフター事業とは、市内の直売所を食・農・観d eまちづくり室プロデューサーの若杉清一氏と昨年度までの2年間、株式会社九州屋の現場で野菜販売のノウハウを学んだ市の職員が訪問し、売り場や経営の診断を行い、それぞれの課題の解決を図ることにより市内直売所全体の底上げを図ろうとするものであります。えがおの丘の臨時、パート職員の方々に対する今後の対応といたしましては、個別にお話を伺いながら慎重に対応してまいります。

6番目のお尋ねでございます。平成23年度における雄川荘の入浴者数は7万1,323人、また、えがおの丘の入浴者数は7万4,320人でありました。雄川荘の浴室は基本的に宿泊客対応の大きさのため、えがおの丘の温泉を廃止した場合、その利用者の受け入れは困難な状況にあります。このため、浴室の拡大が必要と考えており、現在、工法や経費等を総合的に検討しているところです。なお、雄川荘の入浴者の増加はレストランや直売所の売り上げの増にもつながるものと考えております。あわせて雄川荘の宿泊施設としての魅力を向上させるため、高齢者や障害者の方向けに一部の和室の洋室化や施設設備の更新、外部の塗装工事などの実施を計画しております。休憩所につきましても、現在のスペースを生か

して引き続き利用しやすい環境整備を図ってまいります。

7番目のお尋ねでございます。アル・ケッチャーノのオーナーシェフ、奥田氏のレストラン運営は、地元の食材を中心に地元でない食材は県内で集めることを基本としております。また、奥田氏の地元の農家と触れ合い、ともに食材を発掘しともに育てていくという思想は、まさに私たちが学ばなければならないものと考えております。レストラン運営の成否につきましては、その食材に命を吹き込むシェフが鍵を握っております。このため、奥田氏と新しいレストランの運営に対する協力について交渉を開始し、前向きに検討をいただいているところであります。具体的な内容といたしましては、シェフやフロア係などの核となるスタッフをこちらから先方へ派遣して1ないし2年教育してもらうことや、シェフを派遣していただくことについて協議しております。なお、奥田シェフは鶴岡市の本店のほか東京の銀座にも店を持ち、さまざまなイベントで全国を駆け回ると同時に多くの若手料理人を育てております。当市のレストランの趣旨にもご賛同いただいていることから、大きな力になっていただけるものと考えております。

また、食に関するイベントを全国各地で開催し、食を通じたまちづくりに取り組んでいる団体がございます。レストラン運営に関するノウハウも豊富であることから、こうした団体とも接触し施設整備やスタッフの派遣について交渉を開始したところであります。レストランの基本線はしっかり維持し、さまざまな知恵と経験をお借りしながら、地元で根差し高い評価を得られるレストランになるよう準備してまいります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 答弁ありがとうございました。

横手市の場合は比較的順調に、何と申しますか、事業が進んでいる、国よりは少しは方向性としてはよくやっただいているのかなという感じを持ちました。今いろんな新聞報道あるんですけども、国ではやはり余りにも経費がかかりすぎる、ですから、あの分割ったりこの分割ったりしながらやっっていくという手法をとられているというふうにも思っております。そういう中で、横手市ではこの点はどうなのかなと思って、いまちょっと聞いてみたいんですけども、全国的には税と保険料で運営されております公的制度、こうしたものを使わなければ損だというふうな考えの方が多いというふうに新聞報道になっておりますけれども、やはりこういうものは節度を持って利用しなければ、そして大切にしていかなければならないという点もありますので、横手市では例えばそういう傾向が見られるのかどうか、もしわかっていたらお聞きしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 ただいまのご指摘でございますけれども、横手市の場合は要支援認定者と要介護認定者おるわけでございますけれども、最近では要支援の認定者の方が増えております。こうした場合、要支援の認定者の場合の介護保険の利用率ですけれども、全国的には65%ぐらいの方が利用してお

るわけですが、横手市の場合は51%ということで全国よりは利用率が低いというような状況にあります。また、要支援1、2の方が利用されるサービスでは住宅改修とか福祉用具の購入などが非常に多くて、こういったサービスを受けた場合はなるべく他のサービスを使わないで生活していくという方が多いようでございますので、節度を持った利用がなされているというふうに保険者としては考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) ありがとうございます。

昨年度末では、全国では介護認定者といえますか、554万、うち要支援1、2の人は150万人というふうに言われまして、これが大変国としてはこの辺を何とかしていきたいというようであります。利用者が増えたことによって大変費用が膨らんでいく、横手市の場合、今述べていただきましたけれども。しかしながら認知症とか医療的ケアが必要な高齢者が増えるという中で、重度者の在宅サービスをどう充実させるかが課題です。そこで、今、厚生労働省はこの部分を介護保険の中、地域支援事業という別の枠組みに移して、市町村が独自に実施できる介護予防や日常生活支援サービスというふうな形で続けたいというふうに報じられておりますが、しかし、横手市では順調に推移しながらも、やはりこれを全国的に展開するといえますか、国ではやはり、何といえますか、横手市では節度ある利用があったとしても、制度というのはやはり全国一律に発信されますので、こうしたことが実施されますと市町村間のサービスに格差が出てくるだろう、こういうふうに言われております。横手市ではそういうふうなものに対して、今後の対応をもし考えていたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 やはり国のほうでは介護保険等の給付が増えているというようなことと、介護保険料が今後増加するであろうということが予想されることから、要支援1、2のこういった事業については地域支援事業に移行するというような方針がさまざま出されたりしております。こういった地域支援事業に移行することについては、第5期の24年度からの計画でも実は実施可能でございましたけれども、横手市では第5期中はこういった移行は行っておりません。今後の見込みですけれども、要支援1、2の方々の給付は全体の介護保険給付の5%程度でございまして、全国の平均から比べてそれほど多くはないというふうに考えております。今後、国が保険者に一律で制度改正で移行しなければいけないというようなことがありますと、それはそのような対応を迫られることとなりますけれども、今後、地域支援事業に移行する等については慎重に考えてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) 次に、横手市の介護保険事業者一覧をいただいて見ましたけれども、それぞれの施設の定員を全部合計すると、私、計算したんで必ずしも合っているとは思いませんけれども、定員が3,090人になっております。介護保険事業所職員数の一覧を見ますと117の事業所があつて、2,127

人の方々が働いているというふうに見受けられます。このように大変多くの方々が関わっている介護保険事業ですけれども、近年、横手市に限らず施設の建設が大変増えているな、急増しているなというふうに見受けられます。例えば、よく言われますけれども、アパートなども新築されると古いほうから新しいほうに人が移動するというふうなことが起きていると言われております。介護施設についてはどうなのか、ちょっとそこら辺も含めながら、そして、今、新聞等、介護施設の事件が大変報道されているようでございます。ですから、よい人材がよいサービスにつながると言われておりますけれども、こういうふうにいっぱい立ってくるとマンパワーの不足というものが起こらないのかという心配もありますし、指導、監督等も含めた横手市の考えをどうかお聞かせください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 市内の現在の高齢福祉施設につきましては、措置の時代に設置された施設は直営でございまして、これが今度は譲渡対象等の特養等になりますけれども、こうしたものを含めまして、いまだ高齢者福祉施設は全て活用されているというような状況でございます。今後につきましては、全体の高齢者数が落ちてきた時点と、そういった場合には施設等の新築によって、古いものについては利用されないということが起こるかもしれませんが、当市の場合は今のところ、ここ20年ぐらいはある程度の需要がございますので、利用されていくのではないかとこのように考えているわけでございます。

あと、介護施設のさまざまな質の高いサービスを提供する上で、やはり市の監査、それから監督体制が非常に重要でございますので、こちらについては職員を担当課と、それから、今回、社会福祉課の担当も含めまして、十分にそういった問題が起こらないように監査体制を充実してまいりたいというふうに考えております。

あとはサービス提供する職員でございますけれども、高齢者福祉施設では、現在、看護師が大変不足しているという状況でございます。なかなか看護師の確保が難しいといったところと、介護福祉士の皆さんについても、やはり待遇の問題もありまして施設間で移動もいろいろあるということでございますけれども、やはりきっちりしたサービスを受ける上ではそういった方々の処遇も大変大事だということで今までも処遇改善等行われてきているわけでございますけれども、まだまだ不足する部分があるということでございますので、そういったことについて保険制度全体で職員の待遇改善等について、こちらにも要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 介護保険事業にはいろんな種類がありますが、ちょっとお聞きしたいのは短期入所というのがあります。この短期入所を長期間、例えば1カ月以上にわたって利用しているという人はいるのかというようなことで、もしいるとすれば何人くらいいるのかお聞かせください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 給付の分析をいたしまして、現在、1カ月以上利用している方は200人強おるといふふうに分析しております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 200名と伺いましたけれども、利用の可否について保険者としてはどうかかわっているかというようなことが1つと、短期入所の長期利用がほかのサービスにも影響を与えているのかどうかというふうなところも私どうなのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 短期入所の場合は連続30日ということで、あと原則として合計日数が要介護認定機関のおおむね半数を超えない程度というような基準がございます。こういったものについて、市としましては、通常の実地指導、それからケアマネジャー等との連絡、相談等の調整で、必要な方を利用可能として最小限にするようにというような指導を行っている状況ではございます。それからこうした方々につきましては、どちらかと申しますと、やはり特別養護老人ホームの待機者という方々が多いというようなことでございますので、第5期におきましては、特別養護老人ホームの40床、2棟ということで、こちらを今年度中、整備するというようなことでございますので、こちらが来年度オープンいたしますと、その辺の部分の利用についても若干改善されてくるというふうに考えております。また短期入所の場合は、短期入所の給付が増えますと、やはりこれによりまして在宅の訪問入浴であるとか、それから訪問介護のほうのサービスが減ってくるというような状況でございますので、全体として大きく影響を与えるというよりも、保険給付の中で割合的に短期入所の給付が多くなるというような状況であるというような状態です。

以上であります。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 無償譲渡についてちょっとお聞きしますけれども、市では、無償譲渡想定して全施設の合計が年間どのぐらい、今、経費がかかっているのかということと、この譲渡が実施されますと、これまで市がかかっている経費がそのままそっくり浮くことになるものかどうか、その点についてはどのように理解したらよいのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 特別養護老人ホームにつきましては、現在、指定管理しておりますので、こちらの場合につきましても、市からは指定管理料等は出しておりません。ただ、今まで派遣職員の部分につきましては、昨年度までは逆にある程度の部分、市の職員を派遣している部分について、全額ではございませんけれども、一部について市に納入していただくという制度で運営されておりました。ですので、市として、今後運営費として丸々市にある程度、一般財源が残るというようなことでございませ

んでして、今後はやはりどの部分が負担が軽減されるかと申しますと、大規模改修等がそういう特養で行われた場合に、その経費について指定管理ですと今までほぼ市が持っているというような状況でございました。これが今後、現在いろいろ調整中ではございますけれども、大規模改修の部分の半額については譲渡を受けた法人のほうで持っていただきたいというようなことで、現在、調整しているところでございますので、そういったものを考えますと、今後、はっきりした経費というのはなかなか今のところ算出しているわけでもございませんけれども、現在の考えですと、3億前後から5億程度かかる部分について法人の負担になっていく部分が出てくるということでございます。ただ、そうした場合にでも、やはり現在、保険制度で運用している場合には、介護の収益と、それから支出のところに収支差が出ますので、その部分について対応できるのではないかとということと、あとは今まで指定管理のときには箱物を持っておりませんので、減価償却という概念がありませんでしたけれども、今度、資産を持つことによって減価償却いたしますので、その部分の処理を会計上行うと、その部分が留保分として法人のほうに残るのではないかとことを考えております。その部分のハードに対する持ち出しについて市の負担が軽減されるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) わかりました。譲渡したからと言って施設の管理するほうがうんと負担がふえるというふうなことでもないというふうに捉えていいのかなというふうに思いました。この施設を譲渡することによって、今、推進体制として各種協議会、横手市の介護保険事業条例、こういうふうなものもありますし、監査の体制は相当強化しなければならないというふうに私思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 事業の監査、それから法人の監査も市のほうで行うということでございますので、この体制のほうにつきましても、原課と、それから社会福祉課等で行うというふうなことで、これも監査体制もいろいろ外部から指摘することのないように慎重に、それから厳正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) 次に、食・農・観のほうに移らせていただきますけれども、市のほうからいただいたよこて食・農・観の未来づくりエリアの整備構想方針の案、大変すばらしい写真つきで、一度は行ってみたいなというふうな感じが持たれます。場所の選定も道の駅の空白地、それから景観や地形、既存施設の活用というふうなことでありましたけれども、ちょうど雄川荘と三吉公園ですか、ここに市有地が10ヘクタールあったというふうなことでありますけれども、国道から少し入らなければならないというふうな場所でもあります。特に冬場については集客をどのように考えているのかなというふ

うに、私ちょっと心配がありますので、その点考えがあったらお聞かせください。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 豪雪地帯でありますので、除雪の体制は十分とはいえ、やはり遠方から来られる方にとっては少し気持ち的に遠い感が出てくるのかなという、その感は否めないところでありますが、むしろ冬場、若干集客が落ちるのを逆に逆手に取りまして、その時期こそさまざまな農産品の加工度を上げる、6次産業化の拠点として大いに力を発揮する時期ではないか。通年雇用のためにもそういう仕掛けとか取り組みは逆に欠かせないものだというふうに思っておりますので、冬場を若干、集客が落ちるのを前提とした計画というものを立ててまいりたい、そのように考えております。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番（菅原恵悦議員） 売り上げと市の関与ですけれども、第3セクターというふうな感じ、あるいは指定管理というお話もございました。これまで、私の記憶ですと、もう少しこうすればよくなるのというふうな説明を受けながら、それが何年か続いて、結局は市で買ったという事例もありますし、これまでも3セク等に対する市の関与、私たちの議会もそうですけれども、大変非常に難しいものがあったなというふうに思っております。ですから、やはり年間の集客や売り上げの見込みは信頼のおけるしっかりとしたものでなければならぬというふうに思っております。今、これからまさにそれやろうというふうなようなことでもありますけれども、やはり市の持ち出し、そういう維持経費を含めた、どの程度かというのはきちっと示しながら、そして議会との常に協議といいますか報告、こういうものが今まで3セクというのはある程度は入れない部分あったんですけれども、この施設についてはその点についても市長はどうお考えなのか聞かせてください。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 新しく指定管理お願いするということでスタートした場合の受け入れ先との市のかかわりということでのご質問というふうに承りましたが、いずれにいたしましても市がかかわりがあるというのは間違いのない事実でございますので、今までのかかわり方という部分を、実は、今、整理しているところがございます。と申しますのは、組織機構再編室を設けまして、その中で指定管理のあり方とか3セクのあり方というものを総合的に、今までのことを検討しながらそれを分析しまして、どういうかかわりがいいのかというのを、今、整理させていただいているところでございますので、それについては今後またご報告させていただきたいというふうに思っております。

それからもう1点、今いわゆる通常の維持管理に係る費用の部分でございますけれども、それにつきましては、大変申しわけありませんが、今現在精査してございませんので、このあとの大筋をお出しできるような状況になった際に、速やかにお出ししてご判断いただきたいというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、市がお金を何らかの形でかかわり持つ団体、あるいは会社等につきましては、あり方を整理して、このあとまた新たな方策を検討したいというふうに考えてございますのでよろしくお願いたします。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) 昨年、私のはじいた計算ですけれども、17万7,000人ぐらいがこの2つの施設を何らかの形で利用されているというふうなことになっております。多分この方々はほとんどが市内の方であろうなというふうに私は思いますけれども、先ほどレストラン、半数は市外でその半数が県外というふうなお話もございました。そこで市内の、私どもがですけれども、利用可能なレストランなのかどうかというのを1つお聞きしたいと思います。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 先ほどの市長答弁でもありましたように、市民の皆さんにまず利用していただくというのが第一だというふうに考えてございます。それから答弁とダブりますが、要するにその施設を市民の方々がPRしていただけるような、誇りを持ってご説明いただけるようなものにならないといけないというふうに考えてございます。そういう面では、まずは市民の皆さんに当然利用していただけるもの、例えばその内容も含めて、それは一番最初に考えていかなければならないことだというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 17番菅原恵悦議員。

○17番(菅原恵悦議員) それでは、ずっと飛ばしまして最後のほう、ちょっとアル・ケッチャーノまでいって、そこちょっと聞きたいなというふうに思います。私もアル・ケッチャーノ行ってまいりました。奥田さんの本も読ませていただきましたので、この人のお話も聞いてきました。市長の思いもわかるんです。ただ、私はこの違いが非常に、また市長がやれというのと奥田さんは自分がやろうとする、そういう立場の違いもちろんあったわけですが、でも、この方が書いてあるのには、何と申しますか、市長の場合は他人を、シェフを雇ってやっていただく、この方は、料理人はリスクを背負わなければならないとはっきり言っているんです、そのぐらいの覚悟でやらなければならないと。ここの辺を市長はやらせるわけですから、その覚悟と申しますか、それをどのようにしてシェフに伝える、あるいは料理長の選択を市長がしっかりと伝えなければこの方のようにいかないわけですから。

それからもう1つは、行政と生産者、アル・ケッチャーノによる役割分担が食に魅惑を生むということで、これを実行したというふうには書いてあります。ですから、市が直接の経営者というふうなことで、やはり役割分担というものが大事だなというふうにはこの人のお話の中には感じてまいりました。またこの方のお話を聞きますと、やはり話術というのも大変すばらしかったです。ここの食材をこうこうこうということで、昔からこういうものがあって、だからこういう味が出るとか、いろいろ人に語りかけながら食材のよさを教えて食べさせる、そういう非常にすぐれた方がやったなというふうに思っております。その辺についていろいろ、何と申しますか、立場の違いもありましようけれども、市長の思いを今一度お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもがこの事業に託す思いはひたすら地域の元気アップでございまして、それは具体的に農業者であり加工業者であり商業者であり、そういう方々が元気になれるような施設を整備することによって、それを達成できる大きな大きな突破口になるというふうに思っている次第でございませぬ。そういう考え方に共鳴してくれる方でなければ、やはり難しいと逆に思っております。そういう方とまず出会うことが大事だと思っておりますし、出会った暁には徹底してそういう思いを共有できる方になっていただくように、深めていただくようなお付き合いの仕方もしていかなきゃならないというふうに思います。そういうことで、我々は、行政は仕掛けと投資はしますが、徹底したサポーターに徹すべきではないかなと動き出しました。そういう意味での役割分担をしっかりと守りながら取り組んでいきたいなというふうに思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時20分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 小野正伸 議員

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員に発言を許可いたします。

9番小野正伸議員。

【9番（小野正伸議員）登壇】

○9番（小野正伸議員） 皆さんご苦労さまです。本日、午後の2番目、新政会の小野正伸です。ちょうどお疲れの時間帯と思いますので、私の質問はぜひリラックスしてお聞きいただきたいと思います。

まずは、今回、一般質問の機会を与えてくださいました会派の先輩方に心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。また、きのうは全国的に父の日でした。皆さんは何かいいことがあったでしょうか。私はことしの春から就職した下の娘からバッグが送られてきました。大変なサプライズで感激し、思い出に残る父の日となりました。ありがとうございます。

前段はこれくらいとして、本日、最初の質問は、スポーツ立市よこて宣言、その後の取り組みについていたしました。先の3月定例会において、スポーツ立市よこてでまちを元気にする条例を可決いただき、また4月にはスポーツ立市宣言を華々しく行うことができたことにつきまして、全ての関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

また、5月29日に実施いたしましたチャレンジデーは、大変僅差ではありましたが兵庫県豊岡市に勝利することができ、まさにスポーツに対する市民の皆さんの関心が徐々に高まってきている、そんな気運が伺えたようでした。スポーツ立市の条例をつくり宣言を行ったことは1つの通過点であり、本当の

まちづくりはこれからが正念場です。

当初、条例を作成するに当たり、当局側から言われたことは、ちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、条例ができれば初年度から政策的にさまざまなことができるかと言えば必ずしもそうではない。第一、予算的な裏づけがないし、各部署同士の連携なり、もっと詰めなければならぬことがたくさんあるでしょうのようなお話をいただきました。これは私も同感でもっともなことであり、余りにも時間がないままに条例を仕上げってしまった反省点もありますが、市民の皆さんからは条例をつくって宣言したのであればもっとしっかりとした基礎づくりが必要ではないかのご指摘を各方面からいただいているのも事実であります。そこで私が春以来、各施設を利用した際に疑問に感じたことを何点かお尋ねしたいと思います。

初めは大鳥公園の野球場についてであります。ここは昨年まで常時鳳中学校の野球部が練習に使用していたことと思いますが、毎年の豪雪でフェンスやネットが随所で破損しています。また、バックネット裏の観客席の長椅子はほとんどが撤去され土台の鉄筋がむき出しになってしまっていて非常に危険でした。野球スポーツ少年団でも年2回、春、秋の大会で使用させていただいておりますが、いつか誰かがけがをしないか非常に心配です。この週末も一般の方の野球が行われていましたが、この施設に限らず、今後増えていくであろう学校で使用しなくなった野外スポーツ施設を、今後どのように維持管理や整備をしていくのかお伺いいたします。

次に、赤坂総合公園のグラウンドゴルフ場についてであります。この施設は、市内外から毎日たくさんの方々が訪れ、開場以来、さまざまな環境整備が行われ、利用されている方々に大変喜ばれております。しかし、ことしは芝の管理が行き届いていないのか、本当に枯れる寸前のところが数多くありました。昨年の夏場もかなり暑かったと思いますが、これほどではなかったのではと思っています。普通の公園などのように無料の施設であれば少しぐらいは我慢して使ってくださいとも言えると思いますが、仮に使用料をいただいております。管理している皆さんは一生懸命頑張っておられることと思いますが、人員的に足りていないのでしょうか。1日100人が入場すれば3万円になります。ぜひとも、今まで利用していた方々がそっぽを向いて利用しなくなるようなことがないように早急な対策を望みたいと思いますが、ご見解をお願いいたします。

もう1点、グリーンスタジアムよこてについてであります。先週は学童野球大会、来週は中学校の県大会予選と、県内で2番目に立派な球場は毎週のように大歓声に包まれております。究極のまちおこしは横手市内の高校が甲子園に行くことだと言っておられる方がいましたが、スタンドで観戦している方々の多くからストライクとボールの表示、いつ直すのよと聞かれました。ご存じの方も多いかと思いますが、今まで野球場のカウント表示は、上からストライク、ボール、アウトの順でしたが、2010年シーズンから、プロ野球を含め全ての試合で、審判が国際ルールに準じてボールからストライクの順でコールするようになりました。テレビの野球中継を見ている方はよくわかると思いますが、プロ野球の本拠地に限らず、地方球場でもSBO方式からBSO方式に変更しているところがたくさんあります。ス

スポーツ立市宣言したのなら、まずは一番人目につくところから改良すべきところのご指摘でした。このことは野球関係者からの当面の課題として常に話題に上がっておりますし、来月になると夏の甲子園の予選大会、そして8月には楽天の試合も予定されています。やはり横手市はスポーツ立市宣言しただけのことはあると皆さんに納得していただけるよう、ぜひとも前向きなご検討をお願いしたいと思います。

次に、この項の2番目の競技指導者の育成についてであります。このことはスポーツ立市条例の基本目標のスポーツで誇れる文化立市の中でもスポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成を図るとうたっています。現在、小学生レベルでは各スポーツ少年団ごとに有資格者の指導者が張りついて活動していますが、技術的にも体力的にも1番伸び盛りの中学生の部活動の現状はどうでしょうか。学校の統合が進み、部活動の選択肢も広がり、わくわくした気持ちで中学校に進学した子どもたちも多かったのではと思っていますが、部活動の顧問の先生方は必ずしもその競技に精通した方ばかりではないのではと思っています。仮に専門ではないにしても、献身的なご指導のもと、土日も休めなく練習試合などへ出向く姿は本当に頭の下がる思いです。しかし、もう一步踏み込んで指導していただくためには、やはり専門知識のある方が必要ですし、最悪、競技中のけがなどの事故の際の対処も経験があればこそ緊急にできるはずと思っています。

そこで提案ですが、市内出身者で全国レベルまで上り詰めたトップアスリートを職員として採用し各中学校を巡回していただければ、競技のレベルアップを図ることができるのではと思いますがいかがでしょうか。確かに体育の先生になって中学校に赴任すればオーケーかもしれませんが、現状を見るとなかなか大変のようです。優秀な人材が学校卒業後は県外に流出してしまいます。ふるさとに残り、自分の経験してきたことを後輩たちに伝えたいと思っている方はたくさんいるはずですが、雇用創出と競技のレベルアップの両面から、このような取り組みができないものかお伺いいたします。

次に、大きな2つ目は観光振興についてであります。このことについては、今まで何人の方がここでお話をされてきました。皆さんが考える横手の魅力とはどんなところでしょうか。ここ数年、毎年豪雪に見舞われていますが、私は常々大雪さえなければこんなに住みやすいところはほかにないと思っています。幸いにも、今所属している産業経済常任委員会では観光の分野も所管しているということで、全国各地さまざまな観光地を訪れる機会をつくっていただきました。やはりあそこにもう1回行ってみたいというところが何か所かありますが、ほかから横手市に来た方々に我が市はどのように映っているのでしょうか。

横手市観光協会のキャッチフレーズは雪まつりとやきそばの街よこてであります。この2つが不動の地位になったことは他県に行ったときも非常に認知度が高かった印象があります。では、その次となったとき、やはり歴史と文化香るまちとくれば後三年合戦ではないでしょうか。一昨年、平泉が世界遺産に登録され、その源流となる金沢の地を訪れる方々が年々増加の傾向にあることは、地元で暮らしていて肌身に感じることができます。団体客はもとより、最近はやりの歴女なる方々も訪れているようです。きょう金沢八幡宮までの道を聞かれたとか資料館へ案内したなど、おもてなしの心を持ちながら観光が

ランティア的なことをやっていたらいるお話をちよくちよく耳にします。

また、地元では昭和63年に歴史文化の里づくりを進める会を発足させ、金沢公園の整備と史跡の保存、掛唄やささら舞など伝統行事の継承と保存、育成に地域住民が一丸となって取り組んでおります。昨年からお隣美郷町ともがっちりスクラムを組み観光客誘致に本腰を入れてきたことは大変評価できることだと思っておりますが、将来的にどのようなスタンスでこの観光振興を図っていこうとお考えなのか。まもなく世界遺産に登録されるであろう富士山や、近くでは白神山地など風光明媚なところは、自然遺産であり、その景色に感動することでしょうが、平泉のような文化遺産は、ただ見るだけでなく、解説も含めじっくり見たり聞いたりする場所が必要です。現在の後三年の役金沢資料館は、横手市のホームページでは博物館ということで紹介されていますが、ご存じのとおり大変手狭で、後三年合戦や金沢八幡宮の宝物を全てごらんいただけるスペースがありません。入場者も右肩上がりと聞いております。すぐ近くには、この春統合して今後の利活用を待ち望んでいる旧金沢中学校もあります。ぜひともこの機会に前向きな将来展望をお聞かせいただきたいと思っております。

では、最後の質問は水道事業についてであります。先日、とある会合の懇親会でお隣山形県から単身赴任されている方と一緒にいる機会がありました。昨年も同じ会合で一緒しておりましたので気さくに話しかけていただきましたが、その中で私にすれば非常にショッキングな出来事がありました。さまざまお話をいただいた中で、小野さん、横手は水がおいしくないですね、ここは山形と同じぐらい雪も雨も降るのに、どうしてでしょうかね、残念ですねと言われ、ただただ絶句でした。我が家では昔から地下水を利用して水は常においしいと思っておりますが、やはり一般の上水道では塩素による消毒などもあり、必ずしもおいしいとは言えないものかもしれません。その方がおっしゃるには、お米をとぐときの最後の水はスーパーで買ってきたミネラルウォーターを使っているそうです。

横手市では昨年7月に市内全域を対象に水道事業に関するアンケートがあり、その結果を見せていただきましたが、水道水の味に関しては山内地区の方々が出出しておいしいと答えていましたが、横手地区を含めると普通かほとんどおいしいとは余り答えられていませんでした。特に20代、30代の方々からの不満が多かったように思われました。また、水道事業に期待することはとの問いには、おいしい水を供給してほしいと答えた方が7割以上にも上っており、次いで地震や災害に強い水道にしてほしいという回答もかなりの数になっていたようです。正直話、水のおいしさを感じる条件は個人差が大きいと思います。国が定めた水質基準は50項目にも上るそうですが、有機物やにおいの原因物質の除去に対して横手市独自の目標値があるのかどうか。今後、政策的に安全でおいしい水を飲んでいただくために、基本構想、または水道施設整備の方向性についてお伺いしたいと思います。

また、現在の上水道建設に当たっては、議会でも特別委員会を設置し、さまざまところにも視察させていただきましたが、東京都水道局では安全でおいしい水プロジェクトのPRの一環として高度浄水処理100%の水道水を詰めたペットボトル、東京水という名前ですが、これを販売しており、私もおいしく飲ませていただきました。田舎に住んでいる人がわざわざ水道水を別に買ってまで使用していた

けるのかは疑問が残りますが、イベント等での配布や非常時の常備用としての価値は十分あるものと思いますので、ご当地ミネラルウォーターの可能性はどうかもお伺いしたいと思います。

以上、本日は変則で、このあと5番目に登壇する方もおられますので、これで私の質問を終わらせていただきますが、先日の恵みの雨のようなすっきりしたご答弁を期待しまして終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 議員からは3点質問いただきましたけれども、1点目につきましては教育長のほうから答弁させていただきたいと思います。私のほうからは2点目の観光振興についてからご答弁申し上げたいと思います。

平成23年世界文化遺産登録されました岩手県平泉との連携強化を図るため、横手市では同年から庁内に平泉文化の源流プロジェクトを設置するとともに、昨年は美郷町と連携協定を締結し横手市美郷町後三年合戦活用協議会を設置して事業を展開いたしております。その中で、岩手県平泉町との観光文化での交流を進めることはもちろん、後三年合戦の地であった金沢地域の利活用についても重要なテーマの1つとして進めているところであります。昨年度は金沢八幡宮やせんなんと山内の道の駅に大型看板を設置し、訪れた方々への説明向上に努めており、本年は秋田デスティネーションキャンペーンに合わせたミニ周遊プランの設定など、より多くの方々が往時の歴史に触れられるよう努めてまいります。また、案内人養成を初めとしたホスピタリティの向上は観光地にとって最大の宝となり、さらに記念グッズなどお土産品の販売は地域経済を潤す大事な要素となることから、施設整備等今後の事業計画などを踏まえ、観光分野でも現状のニーズを掘り起こし、関連地域の皆様と協議して後三年合戦を活用した事業を推進してまいります。

一方、後三年合戦に関する資料の紹介につきましては、後三年の役金沢資料館と雄物川郷土資料館に展示しており、特に金沢資料館では戎谷南山による後三年合戦絵詞や最近の陣館遺跡発掘調査の成果などを展示し、後三年合戦の内容がある程度理解できる展示に努めております。しかしながら、金沢柵の位置特定については現在も調査中であり、後三年合戦の全容はまだわかっていないのが現状であります。今後その全容解明に少しでも近づけるよう、さらに調査をすすめるとともに、その成果を将来にわたって紹介できる施設の検討などもあわせて進めてまいりたいと考えております。

3番目の水道事業についてのお尋ねでございます。横手地域は横手川の表流水を水源といたしまして、現在の上内町浄水場においても、急速ろ過及び塩素注入による消毒により水質基準に適合した安全な水道水を提供しております。水道水の水質は取水する場所により多少変わり、原水からくるにおいと水道法で義務づけられている塩素注入消毒によるカルキ臭が水道水の味に大きく影響しております。来年4月から供用開始する大沢第二浄水場では、高度浄水施設として膜ろ過による浄水、マンガン除去設備及び活性炭設備により横手川原水のにおいを極力取り除く設備となっておりますので、上内町浄水場より

おいしい水道水を提供できると期待しております。大沢第二浄水場も横手川の表流水を水源としているため、夏は水温が高く安全な水を提供するためには塩素注入量も若干多めになることにより、ある程度カルキ臭は避けられない状況となります。

次に、ご当地ミネラルウォーターの可能性はあるのかとのご質問ですが、現在のところミネラルウォーター販売を目的にしての製造は考えておらないところであります。今後も市民の皆様にご安全安心で少しでもおいしい水道水を提供できるよう努力してまいります。

私のほうから以上であります。

○佐藤清春 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 議員から1点目のスポーツ立市よこて宣言との関連で2つのお尋ねがございましたので、ご答弁申し上げます。

最初に市内の体育施設のことでありました。市内体育施設は60施設ありますが、ご指摘のように老朽化が進んでおり、今冬の豪雪によるフェンス等の破損も発生しております。各地域活動の拠点となっている施設につきましては、今年度末策定予定のスポーツ振興計画の中で改修する施設を見定めて、統廃合だとか再整備だとかにより効果的な施設の維持管理に努めてまいります。

大鳥公園野球場につきましては、鳳中学校が北中に移ったということもございまして、かなり使用頻度は減っております。それから、あの施設はご存じのように大鳥井山遺跡保存管理計画の中で史跡指定範囲に含まれていることから、運動施設として利用できるという間は危険箇所の改修を行って、最低利用に支障を来さないような維持管理はしていこうと思っておりますが、そのこともご理解願いたい。また、利用頻度の高い赤坂総合公園グラウンドゴルフ場とグリーンスタジアムの芝生の管理につきましては、昨年まで業者委託してかなり管理の状況が悪いというご指摘を受け、部内で検討して、今年度よりは直営方式としてよりきめ細かい管理をして利用率の向上を図っていきたいと考えているところで、今、直営でやっておりますのでご理解願いたいと思います。

なお、ボール、ストライクの表示のご質問がございました。当然これからは変えていかなければという意識は持っております。現在、改修経費等の試算とスケジュールの調整、というのはあそこは立派な球場ですのでいろいろな大会が目白押しにある、その間に足場を組んで一定期間の工事というのはどうできるかという調整を行っているところでありまして、早期に表示の改定の実現ができるよう検討しているところでございますのでご理解願いたいと思います。

2点目の競技指導者の育成についてのお尋ねがございました。スポーツ少年団の指導につきましては、議員もその指導者の一人でございますが、各地域の競技経験者が中心となって活動に取り組んでいる。また、指導者の方々には認定指導者講習会などを受講していただいて、指導者としての資質の向上を図りながら指導していただいているところであります。

中学校の部活動につきましては、学習指導要領というものが皆さんご存じのようにありまして、学校

の教育課程全体を規定する法でございますが、その総則に教育活動の一環として行うことという大変重いものがございまして、教育活動のというのは例えば運動部はその学校の体育、主にあるわけです、それとの関連というんですか、そういうものを図って行くと、したがって各校の教員が指導者として配置されているというのが一般的な例でございます。

横手市中学校体育連盟では、担当者全ての指導力の向上に向けて専門ごとに専門家を招いての研修会だとか指導者向けの実技講習会等を実施して指導力の向上を図っております。また、県の中学校体育連盟でも県の運動部活動活性化事業というのを行ってございまして、それを年に1度、運動部活動担当者の指導力向上に向け講習会を実施しているところであります。ただし、ご指摘のように担当者がその競技を初めて経験するなどという場合もありまして、限られた講習会等で全てがその競技の指導に精通できるだけの能力向上といえますか、それはかなり難しいというよりも不可能でございます。そういった場合には、生徒の競技力の確実な向上に向けて保護者会の代表が学校長と相談いたしまして、学校長がこちらの方はどうかというご相談に応じて承認するという形で外部コーチを要請しているというのが現状の一般的な姿であります。現在、横手市では6校17部活動で外部コーチによる指導が行われており、人選は保護者会や地域の競技団体等の推薦によって実際にその競技を経験した方、過去において指導を重ねて実績を上げられている方など、さまざまな方に指導いただいているというのが現状でございます。

今年度末に策定予定のスポーツ振興計画にも指導者の育成方針が盛り込まれており、スポーツ立市よこて実現のため、学校スポーツ団体と連携を図りながら何とかして競技力の向上が図れるような方策を考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） ご答弁ありがとうございました。一応、通告の順番にしたがってちょっと追加で質問させていただきたいと思っております。

先ほどの大鳥公園のグラウンドについてですけれども、まず危険箇所は直してもらえという理解でいいのかということと、それから遺跡の関係で使える時期がもしかすると限定されてくるというようなお話でございましたけれども、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 野球場のことにつきましては、まずけがをされては困るということで、その部分につきましてはできるだけ改修の方向で、けがのないような形にはしたいというふうに思います。

それから、将来、野球場、テニスコートもございまして、その部分については先ほど教育長からご答弁ありましたように大鳥井山遺跡の部分の今後の計画がございまして、そちらとすり合わせしながら、今すぐ、じゃ、いつ廃止するかという段階ではございませんので、その点をご理解をお願いしたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） わかりました。ありがとうございました。

あのグラウンド、実は両面から試合ができて、1面で2試合同時にできるということで非常に重宝しているんです。春の大会でも中学校さんで使わなくなったということでかなりグラウンドの中、荒れていましたけれども、お父さんお母さん方が一生懸命整備してかなりグラウンドもよくして大会に臨めましたので、何とか長く使わせていただきたいなと思っているところでございます。

それと、2番目のグラウンドゴルフ場に関してですけれども、ことしから直営でやられているということでそういう点はよかったのかと思いますけれども、本当に非常に失礼な話ですけれども、芝の管理とかがわかっている方がいて、きっちり毎日、例えば朝早くから散水したりしてやっているのかというのが非常に疑問なんですけれども、そこら辺のご確認とかできていますでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 芝の管理につきましては、まずことしから一元管理ということで始めております。メインとなっているのはグリーンスタジアム、野球場関係だとかそういうところの芝の養生をやっています。

グラウンドゴルフ場につきましては、私も5月29日のチャレンジデーの開会式、グラウンドゴルフ場で開催されましたので、その現場も見させていただきました。その際、通路から入る部分が非常に芝が傷んでいるというのも確認させていただきましたので、担当のほうではそれをまず再生できるような対応を大至急とするようにという形で一応お話ししました。そして、その部分には立ち入り禁止という形でまず養生するというところで現在やっているところでありますので、その点を何とかご理解お願いしたいというふうに思います。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 多分、普通に考えると大人のスポーツの中で一番競技人口がいるのがグラウンドゴルフの方々かと思いますが、すごくやはり人気がありまして、いろんなところから来ているのは私が言うまでもないんですけれども、その人たちが何だという、お金取っている割に非常に残念だという話になってしまうと、やはり離れていくと思うんです。それが、誰が責任だかといえば、責任の追及までするわけではないんですけれども、やはりせっかくよく作ってもらったので、もうちょっと中身のきちっとわかっている方に頑張っていたきたいと思いますし、その分、今、部長言われたようにグリーンスタジアムの芝はことしかなりいいです。いずれまた大会もあるんですけれども、もしかすると、芝の養生のために朝野球はサブでやれという話になったのか、そこら辺はよくわからないですけれども、非常にグリーンスタジアムはよくなっています。その分、ちょっとグラウンドゴルフ場が余りにもかわいそうだったので質問させていただいたので、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ちょっと通告になかったですけれども、もしお答えできるのであればですけれども、5月末にチャレンジデーを行いました、先ほど申し上げましたように僅差で勝利しましたけれども、各地域ごとに参加した方々の統計見ますと、十文字地区が突出して106%ということでかなり多かったように

思いますけれども、あれがないと多分勝てなかったのではないかと思います、そこら辺の現状分析とかはしていただいたものでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいまのご質問にありました100を超えるということに関して、何で100超えるんだというような感じをされたことと思います。これを参加率、参加者につきましては、例えば十文字の場合、100を超えた理由は何かということを確認させていただいたところ、例えば商店への買い物に來られた方、買い物も運動の一部というような部分もございますので、例えば十文字に大きなスーパーが何店舗かあったと、それでこのカウントの期間が午前0時から夜の9時までですよ、その期間に運動された方という対象でございますので、そういう商店を訪れた方が非常に多かったのではないかとこのように分析しております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 部長の見解はそういうことだとすればそのようになるかとは思いますが、やはり来た人プラス運動した方がいかに自分でエントリーするかという部分が非常に大切だと思いますので、多分、来年からも続けて行っていただけるものかと思っておりますので、ぜひとも連覇目指して頑張っていただければと思っております。

それと、すみません、もう1つ関連質問なんですけれども、これもちょっと通告していませんでしたけれども、6月3日に横手市体育協会の設立評議委員会がございまして、一般財団法人化ということで、まずこれから向かっていくということできちっと話決めましたけれども、私も出席させていただきましたが、いろんなところから寄附なんかもいただいて法人化なると思います。また、市の補助金なんかも結構いただいていると思うんですけれども、やはり将来的に自立するために、まず法人化するわけでございますけれども、体力的にも資金がないと大変だと思いますので、将来のことを考えて、例えば年度末に、ちょっと言い方はあれですけれども、財調に積むよりは体協のほうに基金として積み上げしていただくような方向づけをちょっと考えていただければなと思っておりますけれども、きょうすぐ結論は出ないと思いますが、何とか前向きにご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 先ほどお話ありましたように、体育協会、法人化されたということで、私のほうとしては非常に心強く思っている次第であります。先ほど補助の関係のお話されましたけれども、25年度につきましては、法人化、独立というような形への支援ということで補助金は交付してございます。ただ、ことし法人化されましたので、では来年以降どうするか、どういうふうな形で支援していくかということにつきましては、今現在のところでは明快な回答はできませんので、今後こちらのほうで検討させていただくという形にしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 何とかよろしくご検討いただきたいと思います。

次に、競技指導者の育成についてですけれども、まず先ほど教育長からお話あったとおりでと思います。まず、部活動としても教育活動の一環だということで先生方が一生懸命頑張っていたいておりますけれども、まず外部コーチ、いろいろ派遣していただいているようでございますけれども、何とかこれからも取り組みを前向きにやっていただいて、レベルアップを図っていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、次の観光振興の関係でありますけれども、市長からも今お話あったようにいろんなお土産品とかグッズ販売なんかもやっていければということを書いていただきましたけれども、まずせっかくお客さんが来てくれているので、我々もどこかに行くとき必ず何か記念品を買いたいとか、そういうお金を落とすと思うんですけれども、ぜひともそういうお土産をつくらせるのが、例えば行政でやるのか民間でやるのかはこれからいろいろ検討していかなければならないと思いますけれども、ただ見てどうもありがたうございましたという観光地から滞在型のお金を落とすように仕組みづくりをしていただきたいと思っておりますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 全くそのとおりであると思います。ただ、ビジネスにかかわる部分が多いわけですので、これは地元の方だけではなくて市内全体の方、全員といいますか市内の事業者によくかかわる中で取り組んでいただきたいことだなというふうに思っております。

以上であります。

○佐藤清春 議長 9番小野正伸議員。

○9番（小野正伸議員） 何とかよろしく願いいたします。

それと、先ほど質問の中にもありましたけれども、うちのほうでつくっている歴史文化の里づくりの会というのは全世帯から年間費1,000円ずついただきまして運営しております。地域づくり協議会からも補助金をいただいておりますけれども、なかなか年間通じていろんな維持管理費が非常にまだかかっているようでございますので、何とか今後とも補助金の増額というか前向きにご検討いただければと思っております。

それと、最後の水道事業に関してでございますけれども、まずすばらしい浄水場ができるということで期待しているところが大きでございますけれども、今までと違ったセラミックの浄水場になりますので、先ほどからお話あった高度浄水処理ができるものと思っておりますけれども、実はことし私たちの産経の視察で熊本県の南阿蘇に行ったんですけれども、温泉を利用した観光振興だったんですが、3セクの指定管理のところがミネラルウォーターを取り扱っております、そこだけが黒字を出しているということでございました。水というのは、やはり生活に当然欠かせないものでありますので、それが根づけばすごく強みになるのかなと思ひまして、先ほどミネラルウォーターの話もしたわけでございますけれ

ども、そういうプラントを建設しなければならない、非常にお金もかかるわけですがけれども、何とかいろんな部分と組み合わせて複合的に考えてもらえれば、横手もまだまだPRにもなるんじゃないかと思っています。絶対無理だと言われれば無理なんですけれども、そこら辺のちょっとお考えをお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 答弁でも申し上げましたけれども、非常によい水ができるものとは思ってございますけれども、夏になりますと塩素の注入というものも当然あるだろうというふうに思っておりまして、そうなりますとどうしてもカルキ臭が残るわけでございますので、その辺動き出した段階での評価とか、こういうものをいただく中で検討してまいりたいと、そのように思う次第であります。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後3時15分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 山 豊 議員

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員に発言を許可いたします。

5番青山豊議員。

【5番（青山豊議員）登壇】

○5番（青山豊議員） 本日のラスト、会派ニューウェーブの青山豊です。大変お疲れのことと思いますが、しばらくおつき合ください。

5月27日、市役所南庁舎において第1回横手を知る研修が開催されました。これは人事課が若手を中心とした市職員を対象に、横手を愛し地域の未来を創造する意欲あふれる職員を育成したいという目的で企画されたものです。その栄えある第1回目のテーマに横手市議会が選ばれ、議会事務局の職員2名と私が講師を務め、議会の仕組みや運営、具体的な取り組み、議員活動等についてお話させていただきました。市議会という組織や活動が市の職員にもなかなか伝わっていないという現実、ある種新鮮な驚きを感じながらの研修でした。質疑、応答では会派を結成する意義は何か、議会提案の議案は第3者機関のチェックを受けるべきではないか、月1万円の政務活動費で一体何ができるのか等々、私の予想を大きく超える鋭い質問を受け、横手の将来を背負って立つ彼ら、彼女らが秘める大いなる可能性を実感することができました。今以上に自己研さんを重ね、市民に寄り添う気持ちを忘れず精進して行ってほしいと思います。なお、鋭い質問を受けたこの私もここに座っている参与の皆さんの心情がほんの少しわかった気がします。だからこそ、これから前向きで活発な議論をしていきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがいまして質問いたします。今回は1点のみ、市長の公約についてであります。

選挙時に市長が掲げた公約については、平成22年6月定例会においてマニフェストの進捗を定期的に公開したらどうか、マニフェストの達成時期を明確にした工程表の策定をという一般質問を行っております。その後、平成23年8月より市のホームページでマニフェスト検証と評価と題して、21年度分からの達成状況を公開していただいております。マニフェストは民主党が政権を取った直後から盛んにその実現性、進捗状況や達成度が各メディアで取り上げられ、それが民主党政権の評価のものさしとなるほど重要な要素を含んでおりました。しかし、ふたたび政権交代が起こった昨年12月以降、マニフェストという言葉自体が死語になったのではと思うほどその類の報道は極端に減りました。さらに、民主党政権時代にこれができなかった、あれも中途半端だった、やったけれどただのばらまきだという当時の野党の追及やメディアの論調、そしてマニフェストをめぐる国政の混乱を目の当たりにし、そもそもこの英国生まれで数字目標や達成時期を明確にしたマニフェストよりも、従来の理想論を中心にした選挙公約のほうが日本の政治風土に合っているのではないかというマニフェストそのものの存在意義を問う意見が少なくないのも事実であります。しかしながら、政権政党や首長がきちんとした数字を明示して有権者と約束をするマニフェストが、これからも試行錯誤を続けながら定着していくことが、今、日本全国に蔓延している政治不信を解消する柱の1つであると思っております。

今までマニフェストという言葉が多用してきましたが、市長が選挙時にあらわした政策集はより豊かな横手市をつくるための約束、5つの政策の柱と10の公約とうたっておりますので、これからは表現を公約に統一して質問していきます。市長の任期満了が迫る中、選挙時の公約の達成度を検証する時期にきておりますし、検証していくことが今後の市政発展にもつながっていきます。恐らく、次回の9月定例会には何人かの先輩議員が私と同じように検証の質問に立つだろうと予想しておりますので、今回は10の公約の中で市民が安心して生活できる環境づくりの基本は雇用だという思いから、公約7、商工業の振興と雇用拡大への取り組みを強化しますの、1、企業誘致に向けた取り組みの強化、自動車関連産業についてはこれまで以上に、横手が誇る食文化である発酵食品関連産業の起業や誘致にも積極的に取り組みます。2、観光関連産業の振興強化、増田の内蔵が象徴する地域の豊かな素材を発掘、育成して、国内はもとより、香港や台湾、韓国などの国外からの誘客も図れるような観光戦略を立案、展開します。3、地元商業への支援、地域で頑張る商業を応援し、経営基盤を強化する施策を進めますの3項目について、取り組み、成果、見えてきた課題、そして今後の見通しを伺います。先ほども話したとおり、達成状況はホームページで公開されているわけですが、課題や今後については書いておりませんでしたので、それを含めてより具体的で踏み込んだ答弁をお願いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤清春 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 お答え申し上げたいと思います。

3点のお尋ねがございましたけれども、まず1点目でございます。これまで企業誘致や既に立地している企業のフォローアップを目的といたしまして、自動車関連企業を中心に年間90社前後、件数にいたしまして150件程度の企業訪問活動を行ってまいりました。この数年間は新規進出企業がほとんどなく企業誘致の実績を上げることは大変困難でありましたが、ことし1月に立地協定を締結し、5月29日に起工式を行った日本一フード秋田株式会社を初め現在進行中の案件を含めると、今年度中に5社が新規立地による操業を開始し80人ほどの新規雇用が見込まれております。横手第二工業団地では日本一フード秋田のほかにも市内企業が事業所の建築に着手し、さらにもう1社の立地案件が進行しており、順調に進展いたしますと3社の建築が一斉に行われることとなります。これを呼び水として本市への企業立地が進展するよう、県との連携により誘致活動を推進してまいります。

なお、企業誘致に向けた取り組みにおいて、発酵食品関連企業を初めとする食品関連産業へのアプローチは進展していないのが現状であります。国内の人口減少による市場規模の縮小などにより、食品関連の大手企業は、国内工場の統合、再編を行うとともに新興国に生産拠点を設ける傾向にあります。また、食品産業に限ったことではありませんが、本市は大消費地との距離が遠く、積雪寒冷地であることが大きなハンデとなっております。しかし、日本一フード社のように国内で成長している食品関連企業や国内生産にこだわっている企業もありますので、今後もアンテナを高く張り、情報収集に努め、企業誘致活動を推進してまいります。

この項の2つ目の観光関連産業の振興強化であります。特に海外誘客についての最近の取り組みとしては、平成15年から継続している香港シティスーパーでの物産販売活動を通じたPR活動、平成22年の韓国、ソウルでの出前かまぐら開催、平成25年4月の台湾の台日鼓舞節へのぼんでん参加など、直接海外へ出向いてPR活動を実施してまいりました。また、市内における海外誘客の取り組みとしては、フィルムコミッション事業として平成24年3月の韓国映画、海に降る雪や、平成21年と平成25年の韓国ドラマ、アイリスでの撮影協力、平成25年2月の雪まつりにおけるインドネシア政府関係者を招いてのインドネシアかまぐらの実施など、海外の関係者を横手へ招聘することによるPR活動に取り組んできました。これらの取り組みは海外での横手市の認知度の向上に寄与しており、統計上の正確な数値は把握できませんが、着実に外国人観光客の増加に結びついているものと確信しております。今後の観光戦略としては、香港や韓国はもとより、海外での物産販売を通じた観光PR活動に取り組むほか、国際交流かまぐらを開催してこれまで交流のなかった国との交流を拡大してまいります。また、フィルムコミッション事業による新たなロケ誘致を進めるほか、これまでにロケ支援を実施した海に降る雪やアイリスⅡのロケ地や映像素材を活用し、秋田県とも連携しながら海外からの誘客活動を推進してまいります。

3番目の地元商業活動への支援につきましては、地域で頑張る商業を応援し、経営基盤を強化する施策を進めることといたしております。このたびの任期においては、商店街の振興につながるような店舗改修費について助成する、魅力あるお店づくり支援事業を立ち上げ、平成21年度から24年度までの間に

34件の利用実績がありました。また、平成23年度には新たに起業するための店舗の準備費用について助成する起業・創業支援事業を開始し、平成24年度まで5件の利用実績があります。

魅力あるお店づくり支援事業については、事業完了から2年後に聞き取り調査を行っており、事業効果としては来客数や売上げが伸びたことはもちろん、休み処を開放し地域の方や観光客に喜んでいただいていることや従業員の勤労意欲が向上したことも報告されており、地域貢献や定住促進にも一役買ったものと考えております。なお、このほかにも商工団体等が実施する事業及びイベントへの助成や中小企業融資斡旋事業による利子及び保証料助成の継続により、地域の活性化や事業継続につながったものと思っております。

これらの制度については、市報や市のホームページに加え、市内商工団体にもご協力をいただき周知に努めてまいりましたが、商工団体の会員でない方々などには伝わっていない可能性があります。この対策といたしまして、今年度は安定雇用・人材育成促進事業を初めとする各種支援策をお知らせするため、緊急雇用対策事業により専任職員を2名採用し訪問で対応いたしているところであります。

最近、個人消費は上向き傾向にあると報道され、また、秋には国による成長戦略の第2弾が打ち出される見込みであり、当市の商業活動についても向上が期待されます。今後の支援策については、国の施策や市内の景気動向を見ながら適宜判断してまいりたいと思います。

以上であります。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） ありがとうございます。細かい部分での提案を含めまして、ちょっと再質問していきたいと思えます。

まず、企業誘致に向けた取り組みの強化ですが、今、市長からご答弁あったように企業誘致については今までの努力が実りつつあるのかなという受けとめ方をしております。これは今後とも進めていってほしいなと思えます。ただ、公約のところに発酵食品関連産業の起業や誘致にも積極的に取り組みますという部分が、市長もおっしゃられていましたけれども、進展していないということがありました。ここ、やはりもっともっと強化すべきだったと思えます。

発酵といいますと、まず発酵文化研究所というものがあるわけで、この研究所自体は非常に地道にさまざまな活動に取り組まれております。例えば、先日も醸造部会でしたか、みそづくりをやっていました。これは佐々木喜一議員が講師になってやっておったようですが、4回目ということで人気を博しておりましたし、あと発酵文化研究所のフェイスブックというのがあります非常ににぎわっております。そういう意味で市民の認知度がアップされてきているのかなというふうに活動自体は評価しております。発酵文化研究所というもの、起業とか誘致といったもう1つ高みにあるステージに持っていくべき、これは行政がやはり生かすべきだなというふうに思っています。

例えば、それにたどり着くためには、1つ大きな構想を打ち上げてみるのも必要かなと。例えば、第二工業団地にシリコンバレーならぬ発酵バレーというような構想を打ち上げて、そこに発酵関連の企業

の研究所を集積させて互いに菌の研究をすとか、菌といえば大仙市のほうに非常にそういった分野で頑張っている企業もごございます。そういったところと、今も協力していただいていると思いますが、もっともっと協力体制というのをつくり上げて、力を借りながら起業とか地元企業のさらなる活性化に結びつけていくことも必要ではないのかというふうに思います。そういった構想をどんと内外に発信しないと、なかなかこれは厳しいのかなというふうに思いますが、市長の所見をお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご承知のとおり、発酵文化研究所、それなりに歴史を重ねながら、大変地道でありますけれども、いろんな部会を設けて積極的に活動いただいています。特に大きい要素は、東京農大の名誉教授であります小泉武夫先生が顧問であられるということが大変大きな要素かなと。ここでいただける情報というのは非常にタイムリーと申しますか最新の情報がいただけるもんですから、そういうパイプがなかなかまだ生かしきれていないというふうなことが実感としてございます。折に触れて小泉先生とお会いする中で、いわゆる実際の地域のビジネスに結びつくような取り組みを強化するようというふうなご提案をいただいているところでございますけれども、行政の組織だけでなかなか対応しかねるところがございました。そういう意味では発酵文化研究所に期待するところがずっと大きいものがございます。今までもそうでありましたし、これからもそうであるべきだというふうに思っているところでございます。

ご提案ございました発酵バレー構想、いわゆる発酵に係る研究所、いわゆる発酵文化研究所とは一線を画す、より具体的なものかというふうにも思います。これについては今のところ検討した経緯はございませんけれども、これは発酵文化研究所のほうとよく相談してまいりたいと思います。このことによってどういうビジネスの展開が考えられるか。発酵にかかわる商売されている方が多く入ってございますので、今までの活動をベースにしなが、どんなビジネスが生まれるのか。そのためのフードバレーではありませんけれども、発酵バレー構想が組み立てられるかということをしていろいろ協議しながら、また再度小泉先生からもアドバイスをいただきながら構想を検討してまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） 発酵の町横手といっても発酵の町と称しているのは全国に横手だけではありませんので、発酵サミットやっているわけですからさまざまな都市があります。そういった都市、自治体も企業誘致に悩んでいるところもあると思いますので、もしかしたらそういう構想を描いているのかもしれない。そういう意味で乗りおくれられないように、ぜひ検討進めていってほしいですし、また結局の最終目標は地元企業の活性化であり、起業であり、雇用ですから、そういった部分を踏まえながら検討していってほしいなというふうに思います。

次に観光の部分ですけれども、海外誘客のところ。今、市長がおっしゃったように、そもそも横手にどれくらいの海外のお客さんが来ているのか、そういった現状の把握の数字がないわけです。そして、その把握をしながら、じゃ、どれくらいの誘客を目指すのかというような目標がないと、幾ら戦略

とか立案とか言ってもなかなか効果のあるものにならないのではないかなという気はしています。それを、やはりスクラムプランでも、例えば各部署の観光物産課でしょうか、目標管理シートにもそういった数字は抱えていないわけで、なかなか把握が難しいかと思うんですが、それはぜひやってほしいなど。例えば、何で指標を測るかというホテルとか旅館の宿泊者で見るしかないんですよね。これは本当におおまかなデータになっちゃって、泊まった外国人の方が観光で来ているのかどうかというところまではわからないですが、やはり大ざっぱな数字としてつかめると思います。どこの国から来ているかまではなかなか個人情報保護の関係で恐らく行政にはバックできないでしょうけれども、どのくらいの外国人の方が年間幾ら泊まったという数字の把握は、私事前にちょっと幾つかのホテルに確認したら、そういうふうなことは提供できますよというようなお話がありました。まずは現状把握して、具体的な戦略であるべきだと思うんですけどもいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 過去において県が入れ込み客数を調べる調査というのがあったわけでありまして。それによりますと、外国人の年間宿泊者数でありますけれども、平成20年が531人という数字が出てございます。これが平成22年には689人というようなデータがありまして、増加傾向にあったというふうに思っております。平成21年に放送されました韓国ドラマ、アイリス1ですけれども、この成果だと思っておりますけれども、韓国からかまくら館に訪れた団体客数でございますが、27回の団体訪問がございまして、600人を超えるというような数字はつかんでおったところでございます。この調査、最初に申し上げた宿泊者数の調査は23年から廃止になってございまして、その後のデータはないんでありますけれども、平成25年度分からは、やはり今年度でありますけれども、市の独自調査として実施をしてみたいなと、そのように考えているところでございます。そういうトレンドを見ることによって具体的な数値目標だとかということについても、あるいは行った事業の成果の検証の背景資料になることも考えられますので、そういう取り組みをこれからしてみたいと思います。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） あくまでおおまかな数字の把握になっちゃって、じゃ、もっといい方法がないのかななんて私も考えたんですがなかなか見つからなくて、今はそういった形でデータをとるしかないかなと思いますので、ぜひホテル、旅館に協力してもらって進めていただければなというふうに思います。

今、市長から韓国のお客が増えたというようなお話もありました。公約を見れば、香港、台湾、韓国、東アジアのほうに的を絞っております。香港はシティスーパーとの関係、あと台湾は梵天のPRに行きました。韓国もアイリスⅡとかいろんなさまざまな関係がありまして、それはそれでぜひ進めてほしいと思いますが、東アジアとの海外誘客という部分で見ると、どうしても国と国との関係といましようか、そういった外交上の問題でお客様が増えたり減ったりするというようなリスクも伴うと思います。ですので、そこだけに戦略として頼るのはどうかというような部分も出てきます。今、市長

新しい国にもというふうにおっしゃいましたから、そういう意味でことしの雪まつりはインドネシアかまくらで新しい境地を切り開いたのかなと思いますし、くしくも先日ですか、閣議決定しましたが、観光白書で、観光庁のほうでも東アジアからの依存の脱却というようなことで東南アジアにも目を向けてやるというような方向性が示されています。ですので、これから東南アジア、インドネシアを中心にタイ、マレーシア、宗教上の部分、文化上の部分とかいろいろ難しいところはあると思いますけれども、恐らく観光白書でどんと出たときには自治体間の誘客競争になってしまうと思うんですね。そういった部分で今から本格的に東南アジア誘客への研究、あるいは先の先を見ると、南アジアとかインドとかバングラデシュとか、そういったGDPが今どんどん上がっている国に対しての戦略というものも必要になってくるかと思います。これは多分、市独自では無理でしょうから、近隣の自治体とか、あるいは県ぐるみとか、あるいは北東北ぐるみとか、そういった形でぜひ市長がリーダーシップを取ってやっていくような体制もこれから考えてみてはどうかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほども答弁で申し上げましたけれども、今年度、国際交流かまくらというような計画を持ってございます。ご指摘のように私は東南アジアに限定しないというような意味で申し上げましたところでありますけれども、5カ国程度の参加を得ながら国際交流かまらの運営に当たるべく、今、準備を進めているところでございます。これにつきましては、インドネシアもそうでありまして、回教の国、イスラム教の国においては、独特の食文化、食習慣があって、基本的に豚肉はだめということでもありますけれども、これに対する受け入れ体制の問題、そういう特異な食文化の方々、あるいはお土産品の開発等々についても、あるいはそれを輸出するというようなことにおいても、独自の認証制度と申しますか、そういうイスラム圏における受け入れするためのハラール認証というのがございまして、これをクリアしないとなかなかスムーズにいかないということもございますので、これについての研究を担当のほうにさせているところでございます。なかなかハードルは高いようでございます。日本人と同じような食べ物を即食べるわけには到底まいらない、やはり中国、韓国、東アジアの方々とはまた相当違う食文化もあるようでございます。そういうことを、今、議員、先の先とおっしゃいましたけれども、そういうこと見据えたときに、そこまでやはり取り組まないというマーケットは開拓できないのかなと思ってございます。これなども、やはり単独ではなかなか難しい。近隣自治体もとよりですけれども、県もそうですが、県を超えた中で1つの周遊のツアーとして組めるような仲間を募りながらと申しますか、プランをつくってそこで一緒に取り組むということも必要になってくるのかなというふうに考えております。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） 観光といえども、恐らく自治体間とか地域間の競争というのはこれから激しくなってくると思いますので、どこと組むかというのはこれからでしょうけれども、ぜひ頑張っていたければなというふうに思います。

地元商業活動への支援のほうに移りますけれども、今、ご答弁でさまざまな支援を行っているということをもと改めて認識しました。その中で魅力あるお店づくり支援事業というのが1つあるんですが、私もこの質問をするに当たって、この事業はお店のイメージアップのために店内を改装したり増築したり移築したりというものに対して2分の1の補助をするものなんですけれども、こちらの事業を使った2つの店舗にちょっとヒアリングをしてみました、この効果について。非常に売り上げアップにつながったとか、あるいはお客さんの評判もいいとか、あるいは市の担当者の対応も非常に熱心でよかったというような話は聞きましたので、それ自体はよかったと思います。ただ1つ、これ市長答弁の中にもありましたけれども、改装すると決めてから業者さんをお願いして、業者さんからこういった支援事業があるよというようなことを教えてもらったというようなことを言われました。逆に言えば、業者さんがわかって教えていなかったら、そのまま事業使わないで自己負担でお店を改装したということになります。多分、もしかしたらそういうケースというのがまだまだあったかもしれないんです。非常にこの部分をいろいろ周知されておったというような話を今されましたが、もう少し踏み込んだ周知というのも、今、事業所を担当者2人回ってというような話ありましたが、ダイレクトに伝えるためには、例えばこの事業であれば業者さんに伝えれば業者さんが発注者に、お店に伝えることができれば、非常に効果的な事業になるわけで、そういった支援事業ごとにダイレクトに周知、伝えるにはどうしたらいいかというような情報発信の仕方というの、やはり考えるべきではないのかなと。これは議会にも言えることなんですけれども、お互いやはりこれからはそういうようなことを考えていかなければいけないのかなというふうに思いますが、ご見解を。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 魅力あるお店づくり事業、基本的にハードの改修したりとかというようなことでありますので、やはり直接担うのは工務店さんであったり内装業者さんであったりというようなことになろうかと思えます。いずれも基本的には商工団体に入っている方ではありますけれども、ご指摘のようにそこにターゲットを絞って情報発信効果を高めるというのは大変有効だなというふうに、今、聞いていて思いました。そういう手だてを特にとっておらなかったこともございますので、先ほど答弁申し上げた私どもの専門の担当者の活動の一環としても取り組める内容ではないかなと思えます。そういう取り組みをすることによって、我々の魅力あるお店づくり事業のサポートをする情報提供をもっと綿密にできるようにこれは工夫してまいりたいと思えます。

○佐藤清春 議長 5番青山豊議員。

○5番(青山豊議員) よろしく申し上げます。

最後ですけれども、今あったように、非常に商工業に対する支援というのはさまざまなメニューがありまして、事前にちょっと資料いただいたんですけれども、数えてみたら14ぐらいあるんですね、支援事業が。ここまで細かくやられているのであれば、1つの提案ですが、横手市として市内の中小企業とか商工業に対する明確なスタンスを表明する意味でも、そういった理念条例があってもいいと思いま

す、要は中小企業振興条例的なもの。そこから動き出していけば、もう少し商工業者さんの市の支援事業に対するアンテナも高くなってくると思いますし、そういった部分でも有効かなと思います。

ただ、これに関しては県が先んじて動き出しておまして、知事の選挙公約でもありましたけれども、いずれ県議会に提案されるんでしょう。これが横手にもすっぽりはまるような完璧なものであったら、私は横手市としてつくる必要はないと思いますが、ただ、この条例をつくるといったときの知事の発言、勝ち組をつくるとか、あるいは弱肉強食とかみずから改革しない企業は退場してもらおうとか、ごもつとも言えばごもつともなことなんですけれども、このフレーズは今から10年前にこの国の首相が言ったようなこととちょっとダブっちゃうんですね、私は。これは受けとめ方次第だと思いますけれども、要は改革なくして成長なしとか、努力した人間が報われる世の中というようなことをおっしゃられました。そのときは国民ほとんどが拍手喝采でやったんですが、結果的にどうなったかという、頑張った結果が出た人間がさらに報われる世の中になってしまった、格差が広がってしまったわけで、そういった本来は懸命に努力している過程の企業を支援する条例があるべきだというふうには私は思います。これは県議会でも懸念されている方々が結構おまして、先週でしたか、一般質問でいろいろやられましたが、そのときの知事の答弁を見るとその懸念はそんなに心配することはないのかなと思っていますが、ただこれは県の条例でありますから、横手市も関係する部分でありますから、これは注視して、もし横手の部分に合わないとなると、本当に頑張っている過程の企業が報われないというような条例であるならば、これは横手市独自の条例をつくる方向に、やはりいくべきだなというふうなことを私は思っています。その辺の考え方をひとつお願いします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 国においても産業競争力強化法というようなことで安倍総理大臣が檄を飛ばしているというか、そういう動きがある中で、それとは直接リンクした話でないでしょうけれども、知事も大分声高に唱えたという話は聞いてございます。内容までは私もまだよく存じ上げておりませんが、地元の中小企業、地場産業が伸びてほしいという願いは全く同じでございまして、条例化ということは、正直、今までのところ考えたことはございませんでした。さまざまな支援メニューを用意する中で応援してきたというところであります。当たり前すぎたというようなことで条例化まで考えなかったということでございます。条例化することの意味と価値ですね、この場合。おっしゃるとおり、県の条例の中身というものもそれこそダブってもしようがないわけでありましょうし、その辺、県の動きよく見ながら、こういう条例が市で独自に制定することによって具体的な市内における中小企業の皆さん、地場産業の皆さんの活力アップにつながるが見通せるのであれば、条例化というものも大いに検討しなきゃならないだろうと思っています。ただ、何せ今まで検討したことがないことでもございますので、担当課とこの件について協議したこともございません。これからの問題意識を今申し上げましたので、県の動きを見ながら担当課とよく協議してまいりたいと思います。

◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明6月18日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時56分 散 会